

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年5月19日提出
【計算期間】	第7期(自 2020年9月8日至 2021年3月7日)
【ファンド名】	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA－BPI 総合連動型上場投 信
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【電話番号】	03-6387-5000
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド受益証券およびわが国の公社債を主要投資対象とし、「NOMURA-BPI総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）[※]」（「対象指数」といいます。）に連動する投資成果（基準価額の変動率が対象指数の変動率に一致することをいいます。以下同じ。）を目指します。

※NOMURA-BPI総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）とは

NOMURA-BPI総合は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。

ファンドの受益権は、金融商品取引所において時価により株式と同様に売買することができます。

■信託金の限度額■

ファンドの信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

①受益権を上場します。

いつでも下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は10口以上10口単位です。

手数料は申込みの取扱い第一種金融商品取引業者等が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱い第一種金融商品取引業者等へお問い合わせください。

②追加設定は一定口数以上の申込みでないと行なうことはできません。

対象指数に連動する投資成果という目的の支障とならないようにするために、追加設定をポートフォリオを組成するために必要な金額以上の場合に限定するものです。

③一定口数以上の受益権を有する投資家は、信託契約の一部解約の実行を請求することができます。

基準価額と取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、取引所での円滑な価格形成が行なわれることを期待するものです。

④収益分配金の支払いは、名義登録によって受益者を確定する方法で行なわれます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

(NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国 内	株 式	MMF	インデックス型
	海 外	債 券	MRF	
追加型	内 外	不動産投信		特殊型
		その他資産 ()	ETF	
		資産複合		

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		TOPIX
	日々	オセアニア		
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ		その他 (NOMURA- BPI総合)
		中近東 (中東)		
資産複合 (債券 一般、その他資産(投資信託証券(債券 一般)) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（資産複合）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は

以下の通りです。（2013年2月21日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

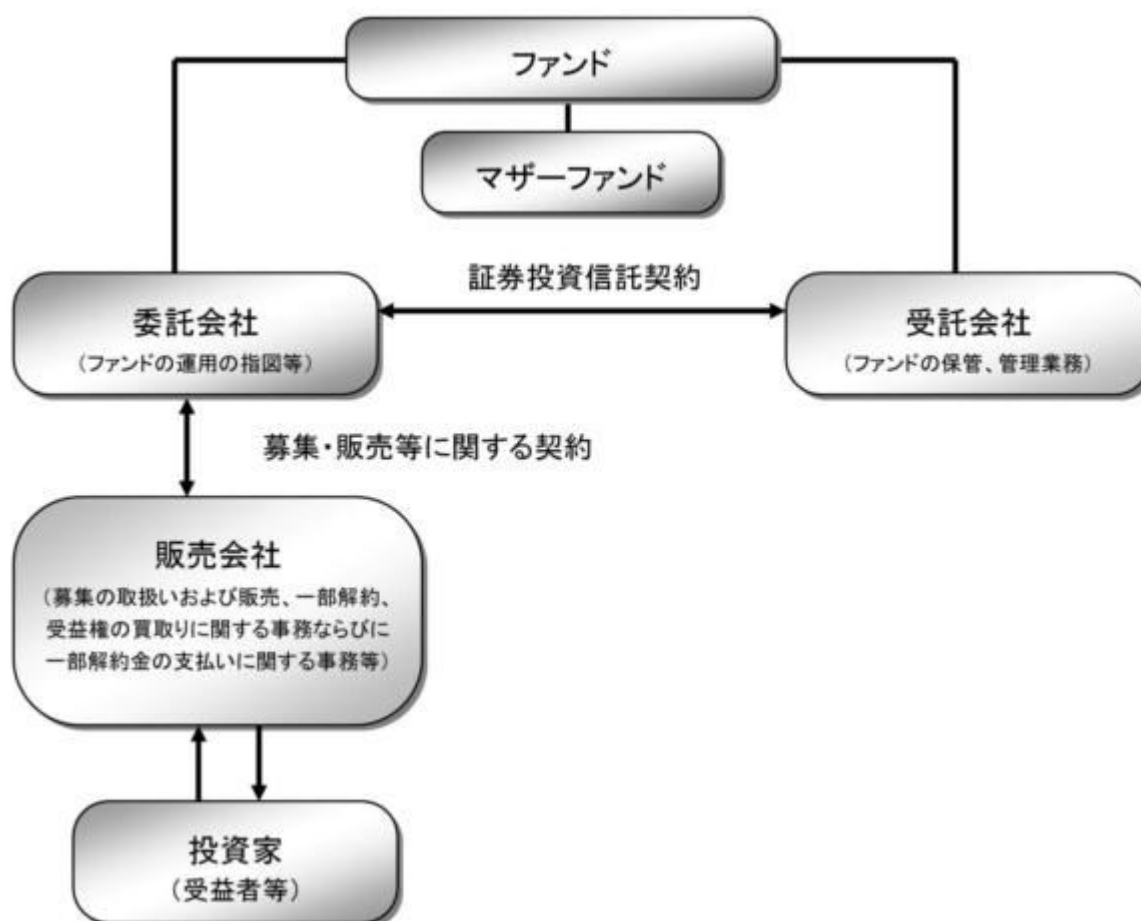
- (3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2017年12月7日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

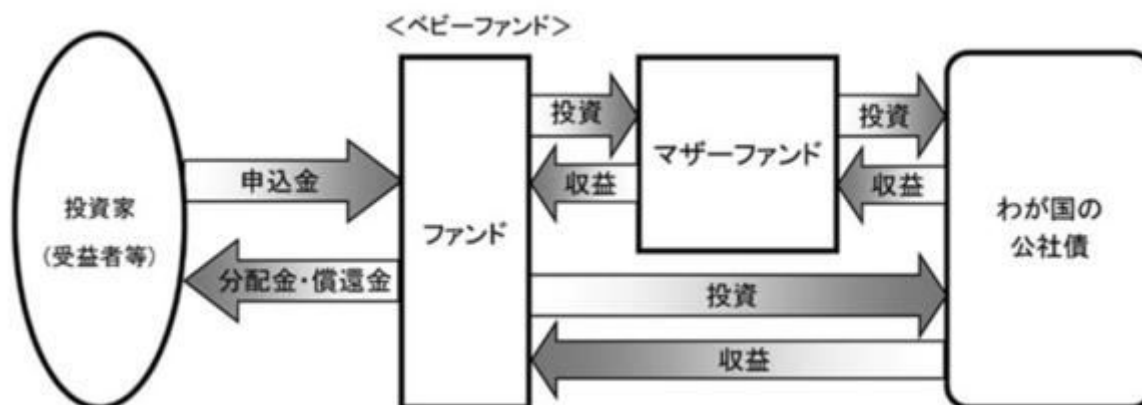
2017年12月11日 受益権を東京証券取引所へ上場

(3) 【ファンドの仕組み】



《ファミリーファンド方式について》

ファンドはファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



ファンド	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信
マザーファンド (親投資信託)	国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

■委託会社の概況(2021年3月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

マザーファンド受益証券およびわが国の公社債を主要投資対象とし、対象指数に連動する投資成果を目指します。

運用にあたっては、効率性等を勘案の上、マザーファンド受益証券の投資比率を決定します。

対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引を実質的

に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または金利等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■指数の著作権等について■

◆NOMURA-BPI総合の知的財産権およびその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI総合の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、NOMURA-BPI総合を用いて運用される当ETFの運用成果等に関して一切責任を負いません。

（２）【投資対象】

マザーファンド受益証券およびわが国の公社債を主要投資対象とします。なお、対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引を利用することができます。

①投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5) 投資制限③および④」に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

7. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債[※]の新株予約権に限りま
す。）の行使により取得した株券

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
11. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
12. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
13. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第13号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書ならびに第9号および第13号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券ならびに第9号および第13号の証券または証書のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号および第11号の証券ならびに第13号の証券または証書のうち第10号および第11号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記「②有価証券の指図範囲等」に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）に表示されるべきものを除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

(参考)マザーファンドの概要

（国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

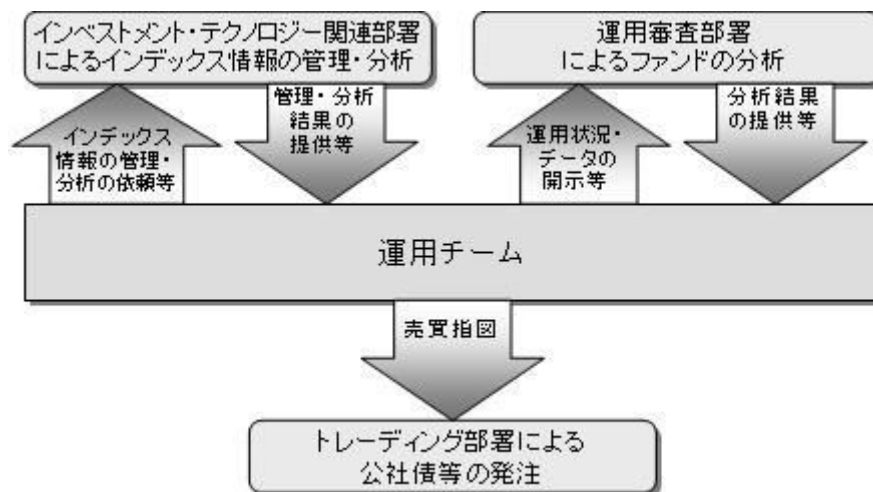
- ① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指します。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は行ないません。
- ② 外貨建資産への投資は行ないません。
- ③ 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。
- ④ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3) 【運用体制】

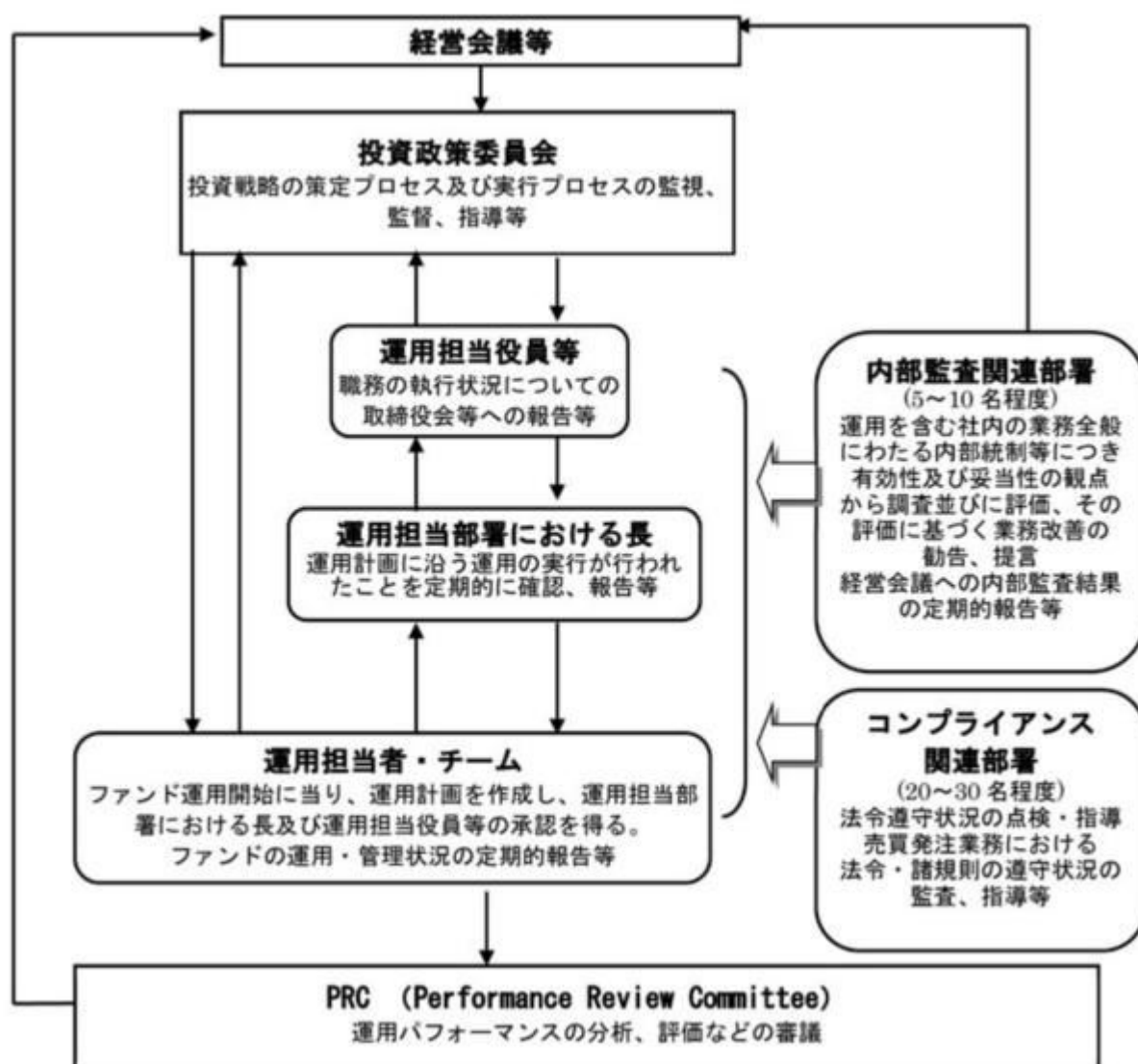
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ①信託財産から生ずる配当等収益[※]から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。

※「配当等収益」には、受取利息およびその他の収益金を含みます。

- ②売買益が生じて、分配は行ないません。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

＊将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

①運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限（信託約款）

- ・株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・外貨建資産への投資は行ないません。
- ・デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

②投資する株式の範囲(信託約款)

- (i) 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- (ii) 上記（i）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③先物取引等の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (ii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④スワップ取引の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(iv) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑤ 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ii) 上記(i)各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑥ 公社債の借入れ(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。

なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑦ 資金の借入れ(信託約款)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

【債券価格変動リスク】

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《対象指数と基準価額の主な乖離要因》

ファンドは、基準価額が対象指数の動きと連動する投資成果を目指しますが、主として次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

- ① ファンドにおける個別銘柄の組入比率と同指数構成銘柄の構成比率に差異があること
- ② ポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買価格と対象指数における評価価格に価格差が生じる場合があること
- ③ 追加設定・一部解約等による資金の流出入のタイミングと、当該資金の流出入に伴い実際に個別銘柄等を売買するタイミングが一致しない場合があること
- ④ ファンドの保有銘柄の評価価格が、同指数における評価価格と一致しない場合があること
- ⑤ 利用する先物取引は同指数を対象とする先物取引とは異なること
- ⑥ 信託報酬等のコスト負担があること

※対象指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

※上記記載は、マザーファンドを通じて投資する場合を含みます。

《その他の留意点》

- ◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆ 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆ ファンドの基準価額と対象指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象指数との連動または上回ることを保証するものではありません。
- ◆ 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ◆ ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場

価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

- ◆ファンドは、受益権の口数が20営業日連続して50万口を下回った場合、上場廃止のうえ信託終了となりますのでご注意ください。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

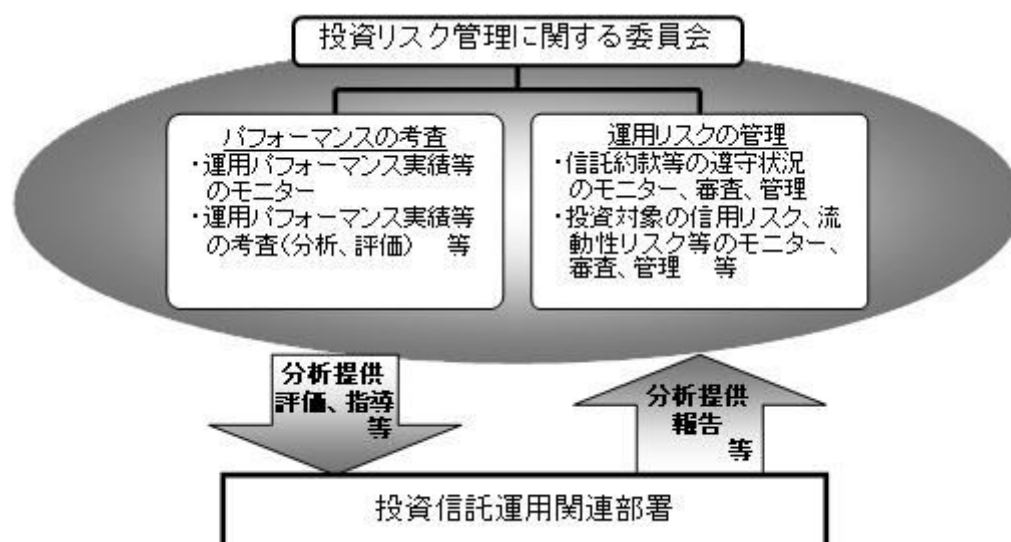
◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図

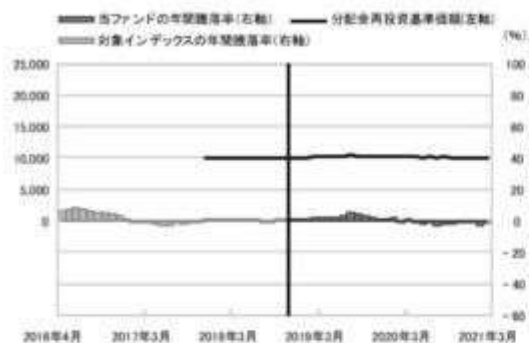


※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

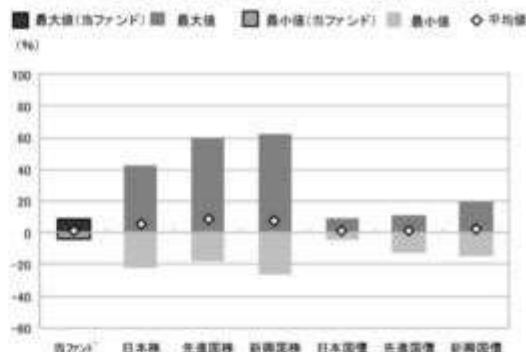
リスクの定量的比較

(2016年4月末～2021年3月末:月次)

＜ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移＞



＜ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	8.2	42.1	59.8	62.7	9.3	11.4	19.3
最小値(%)	△3.5	△22.0	△17.5	△28.3	△4.0	△12.3	△15.0
平均値(%)	1.0	5.2	8.9	7.7	1.1	1.3	1.9

- ＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。当初元本(100口あたり)を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- ＊年間騰落率は、2016年4月から2021年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。なお、2018年11月までは、対象インデックスの騰落率を表示しております。

- ＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ＊2016年4月から2021年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの設定日以前の年間騰落率につきましては、当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。
- ＊決算日に対応した数値とは異なります。
- ＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株: 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株: MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債: NOMURA-BPI国債
- 先進国債: FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)
- 新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースIFIED(円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに關し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースIFIED(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースIFIED(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や価値を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は誰かのもと考えられませんが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社(以下「JPM」)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを反映するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJP Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JP MorganはJP Morgan Chase Bank, N.A. JPMS, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売基準価額（取得申込日の基準価額に100.02%以内（2021年5月19日現在100.02%）の率を乗じて得た価額）に、販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額[※]とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

購入時手数料は、ファンドの購入に関する事務手続き等の対価として、購入時に頂戴するものです。

（２）【換金（解約）手数料】

販売会社は、受益者が一部解約の実行の請求をするとき、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

また、受益権の買取りを行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

※詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

換金時手数料は、ファンドの換金に関する事務手続き等の対価として、換金時に頂戴するものです。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。

1. 信託財産の純資産総額に年0.132%(税抜年0.12%)以内で委託会社が定める率(2021年5月19日現在年0.077%(税抜年0.07%))（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、信託報酬率およびその配分については、每期、計算期間開始日の前月の最終営業日における新発10年国債の利回り水準^{*}に応じて以下の通り（税抜）とします。

※日本相互証券株式会社が発表する、最も直近に発行されたわが国の10年固定利付国債の流通価格の終値を単利計算で算出した値

新発10年国債の利回りが1.0%未満の場合、年0.077%（税抜年0.07%）の率を乗じて得た額とします。

<委託会社>	<受託会社>
年0.05%	年0.02%

新発10年国債の利回りが1.0%以上の場合、年0.132%（税抜年0.12%）の率を乗じて得た額とします。

<委託会社>	<受託会社>
年0.10%	年0.02%

2. 信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の44%(税抜40%)以内の額から、当該貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用を控除した額とし、その配分については、委託会社は80%、受託会社は20%とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

《支払先の役務の内容》

＜委託会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

- ①ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。なお、信託財産中から支払わない金額については、委託者が負担します。

◆対象指数に係る商標使用料（2021年5月19日現在）

ファンドの純資産総額に対し、年0.011%（税抜年0.01%）を乗じて得た額とします。

◆ファンドの上場に係る費用（2021年5月19日現在）

- ・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）。
- ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%）。

- ②ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は信託財産中から支払われます。
- ③監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。
- ④ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。
- ⑤販売基準価額は、取得申込日の基準価額に100.02%以内（2021年5月19日現在100.02%）の率を乗じた価額となります。したがって、購入時には、基準価額に0.02%以内（2021年5月19日現在0.02%）の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、購入する口数に応じてご負担いただきます。

- ⑥ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額[※]をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.02%以内（2021年5月19日現在0.02%）の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

＊これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

①個人の受益者に対する課税

●収益分配金の受取時

分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

●受益権の売却時、換金(解約)時および償還時

売却時、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)[※]については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

※売却時、換金(解約)時および償還時の価額から取得費(買付・申込手数料(税込)を含む)及び譲渡費用を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りま

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・特定公社債 ^(注1) の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

＊少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

●収益分配金の受取時

分配金については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収[※]が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

●受益権の売却時、換金(解約)時および償還時

法人の投資家については、受益権の売却時、換金(解約)時および償還時における源泉徴収はありません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(2021年3月末現在)が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2021年3月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA－BPI総合連動型上場投信

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	7,944,355,420	99.99
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	790,908	0.00
合計（純資産総額）		7,945,146,328	100.00

（参考）国内債券NOMURA－BPI総合 マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	590,339,899,350	80.22
地方債証券	日本	50,873,297,349	6.91
特殊債券	日本	63,369,110,347	8.61
社債券	日本	27,858,685,550	3.78
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	3,388,861,160	0.46
合計（純資産総額）		735,829,853,756	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA－BPI総合連動型上場投信

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	親投資信託受益証券	国内債券NOMURA－BPI総合 マザーファンド	5,996,645,094	1.3244	7,941,956,763	1.3248	7,944,355,420	99.99

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合 計	99.99

(参考) 国内債券NOMURA－B P I 総合 マザーファンド

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第13 5回	8,500,000,000	100.59	8,550,375,000	100.46	8,539,355,000	0.1	2023/3/20	1.16
2	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 42回	8,350,000,000	100.95	8,429,935,000	100.94	8,429,074,500	0.1	2026/3/20	1.14
3	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 60回	7,900,000,000	100.74	7,958,494,000	100.18	7,914,852,000	0.1	2030/9/20	1.07
4	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 51回	7,700,000,000	101.43	7,810,465,000	100.86	7,766,759,000	0.1	2028/6/20	1.05
5	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 41回	7,300,000,000	102.36	7,472,870,000	101.89	7,438,481,000	0.3	2025/12/20	1.01
6	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 61回	6,900,000,000	99.69	6,878,647,000	100.09	6,906,624,000	0.1	2030/12/20	0.93
7	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 48回	6,800,000,000	101.65	6,912,678,000	100.94	6,863,988,000	0.1	2027/9/20	0.93
8	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 34回	6,600,000,000	103.07	6,802,950,000	102.37	6,756,816,000	0.6	2024/6/20	0.91
9	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 52回	6,600,000,000	101.47	6,697,657,000	100.82	6,654,252,000	0.1	2028/9/20	0.90
10	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第13 3回	6,200,000,000	100.62	6,238,440,000	100.33	6,220,522,000	0.1	2022/9/20	0.84
11	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 50回	6,150,000,000	101.40	6,236,220,000	100.94	6,207,933,000	0.1	2028/3/20	0.84
12	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 29回	6,000,000,000	102.98	6,179,135,000	102.08	6,124,860,000	0.8	2023/6/20	0.83
13	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 32回	5,900,000,000	102.64	6,055,780,000	102.02	6,019,180,000	0.6	2023/12/20	0.81
14	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 43回	5,900,000,000	101.40	5,983,005,000	100.96	5,957,171,000	0.1	2026/6/20	0.80
15	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年) 第1 55回	5,350,000,000	111.00	5,938,998,000	110.10	5,890,403,500	1	2035/12/20	0.80
16	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 44回	5,800,000,000	101.50	5,887,058,000	100.96	5,855,738,000	0.1	2026/9/20	0.79
17	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年) 第1 56回	5,650,000,000	101.16	5,715,621,000	101.35	5,726,783,500	0.4	2036/3/20	0.77
18	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第13 9回	5,600,000,000	100.82	5,646,320,000	100.70	5,639,200,000	0.1	2024/3/20	0.76

19	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第14 3回	5,570,000,000	100.97	5,624,520,700	100.87	5,618,793,200	0.1	2025/3/20	0.76
20	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 59回	5,600,000,000	100.62	5,634,845,000	100.32	5,617,920,000	0.1	2030/6/20	0.76
21	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第13 8回	5,500,000,000	100.81	5,544,842,000	100.66	5,536,795,000	0.1	2023/12/20	0.75
22	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 58回	5,470,000,000	100.93	5,521,335,100	100.40	5,491,934,700	0.1	2030/3/20	0.74
23	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 47回	5,400,000,000	101.67	5,490,218,000	100.96	5,452,218,000	0.1	2027/6/20	0.74
24	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 28回	5,250,000,000	102.19	5,365,395,000	101.43	5,325,547,500	0.6	2023/3/20	0.72
25	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 53回	5,100,000,000	101.40	5,171,502,000	100.77	5,139,372,000	0.1	2028/12/20	0.69
26	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 55回	5,100,000,000	101.15	5,158,905,000	100.61	5,131,365,000	0.1	2029/6/20	0.69
27	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 39回	5,000,000,000	102.73	5,136,630,000	102.18	5,109,150,000	0.4	2025/6/20	0.69
28	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 38回	5,000,000,000	102.58	5,129,264,000	102.07	5,103,600,000	0.4	2025/3/20	0.69
29	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 45回	5,000,000,000	101.59	5,079,650,000	100.97	5,048,800,000	0.1	2026/12/20	0.68
30	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 46回	4,900,000,000	101.68	4,982,712,000	100.95	4,946,942,000	0.1	2027/3/20	0.67

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	80.22
地方債証券	6.91
特殊債券	8.61
社債券	3.78
合 計	99.53

②【投資不動産物件】

NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA－BPI総合連動型上場投信

該当事項はありません。

（参考）国内債券NOMURA－BPI総合 マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA－BPI総合連動型上場投信

該当事項はありません。

（参考）国内債券NOMURA－BPI総合 マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA－BPI総合連動型上場投信

2021年3月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所 取引価格（円）
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）	
第1計算期間	(2018年 3月 7日)	159	159	998.5600	998.5600	1,001
第2計算期間	(2018年 9月 7日)	218	218	991.8500	993.9500	994
第3計算期間	(2019年 3月 7日)	643	644	1,005.0600	1,007.3600	1,008
第4計算期間	(2019年 9月 7日)	1,111	1,115	1,028.9400	1,032.4400	1,031
第5計算期間	(2020年 3月 7日)	1,201	1,205	1,018.4400	1,021.8400	1,020
第6計算期間	(2020年 9月 7日)	2,735	2,742	994.8200	997.4200	995
第7計算期間	(2021年 3月 7日)	7,747	7,759	991.9400	993.5400	990
	2020年 3月末日	1,485	—	1,003.6700	—	1,006
	4月末日	1,490	—	1,006.9700	—	1,009
	5月末日	1,483	—	1,002.6100	—	1,004
	6月末日	1,957	—	998.6600	—	1,000
	7月末日	2,485	—	1,002.0900	—	1,001
	8月末日	2,742	—	997.4400	—	996
	9月末日	2,753	—	997.6100	—	998
	10月末日	2,748	—	995.9600	—	995
	11月末日	3,051	—	997.2500	—	997
	12月末日	3,560	—	997.3500	—	999
	2021年 1月末日	4,248	—	994.9000	—	996
	2月末日	7,113	—	986.6800	—	987
	3月末日	7,945	—	991.9000	—	992

※決算日が休日の場合は、前営業日の取引価格を記載しております。

②【分配の推移】

NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA－BPI総合連動型上場投信

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年12月 7日～2018年 3月 7日	0.0000円
第2計算期間	2018年 3月 8日～2018年 9月 7日	2.1000円
第3計算期間	2018年 9月 8日～2019年 3月 7日	2.3000円
第4計算期間	2019年 3月 8日～2019年 9月 7日	3.5000円
第5計算期間	2019年 9月 8日～2020年 3月 7日	3.4000円
第6計算期間	2020年 3月 8日～2020年 9月 7日	2.6000円
第7計算期間	2020年 9月 8日～2021年 3月 7日	1.6000円

③【収益率の推移】

NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA－BPI 総合連動型上場投信

	計算期間	収益率
第1計算期間	2017年12月 7日～2018年 3月 7日	△0.1%
第2計算期間	2018年 3月 8日～2018年 9月 7日	△0.5%
第3計算期間	2018年 9月 8日～2019年 3月 7日	1.6%
第4計算期間	2019年 3月 8日～2019年 9月 7日	2.7%
第5計算期間	2019年 9月 8日～2020年 3月 7日	△0.7%
第6計算期間	2020年 3月 8日～2020年 9月 7日	△2.1%
第7計算期間	2020年 9月 8日～2021年 3月 7日	△0.1%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA－BPI 総合連動型上場投信

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年12月 7日～2018年 3月 7日	160,000	—	160,000
第2計算期間	2018年 3月 8日～2018年 9月 7日	60,000	—	220,000
第3計算期間	2018年 9月 8日～2019年 3月 7日	450,000	30,000	640,000
第4計算期間	2019年 3月 8日～2019年 9月 7日	440,000	—	1,080,000
第5計算期間	2019年 9月 8日～2020年 3月 7日	160,000	60,000	1,180,000
第6計算期間	2020年 3月 8日～2020年 9月 7日	1,570,000	—	2,750,000
第7計算期間	2020年 9月 8日～2021年 3月 7日	5,100,000	40,000	7,810,000

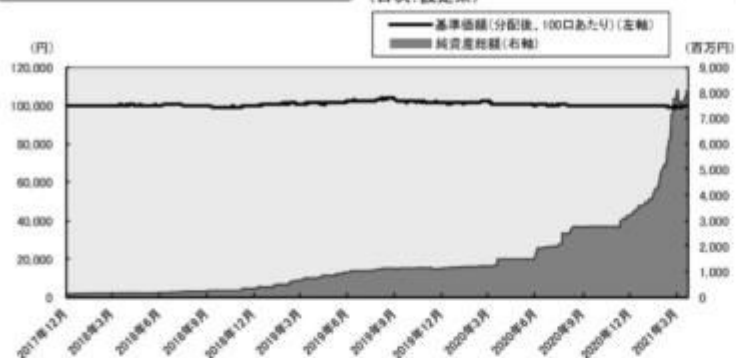
※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

《参考情報》

運用実績（2021年3月31日現在）

基準価額・純資産の推移

（日次：設定来）



分配の推移

（100口あたり、課税前）

2021年3月	160 円
2020年9月	260 円
2020年3月	340 円
2019年9月	350 円
2019年3月	230 円
設定来累計	1,550 円

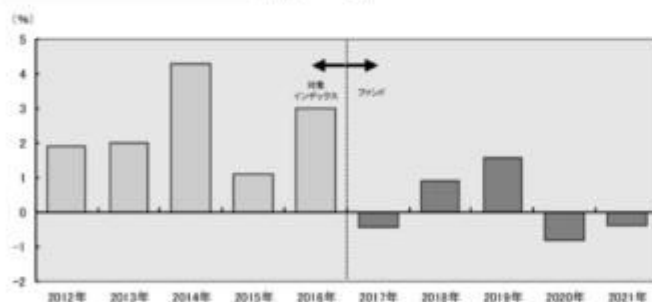
主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	種類	投資比率 （％）
1	国庫債券 利付（5年）第135回	国債証券	1.2
2	国庫債券 利付（10年）第342回	国債証券	1.1
3	国庫債券 利付（10年）第360回	国債証券	1.1
4	国庫債券 利付（10年）第351回	国債証券	1.0
5	国庫債券 利付（10年）第341回	国債証券	1.0
6	国庫債券 利付（10年）第361回	国債証券	0.9
7	国庫債券 利付（10年）第348回	国債証券	0.9
8	国庫債券 利付（10年）第334回	国債証券	0.9
9	国庫債券 利付（10年）第352回	国債証券	0.9
10	国庫債券 利付（5年）第133回	国債証券	0.8

年間収益率の推移

（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2012年から2016年は対象インデックスの年間収益率。
- ・2017年は設定日（2017年12月7日）から年末までのファンドの収益率。
- ・2021年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行なわれます。

取得申込みの受付けについては、取得申込日の正午までに委託者に追加設定の連絡をして受理されたものを当日の申込みとします。

なお、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第2号に掲げるものを除きます。）における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。

- 1.取得申込日当日が、ファンドの決算日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、ファンドの決算日の4営業日前から起算して4営業日以内）
- 2.前号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は1万口以上1万口単位とします。

受益権の販売価額は、販売基準価額とします。

取得申込日において、当日申込み分の取得申込口数と一部解約申込口数との差が当該申込みを受付ける前の残存口数を超えることとなる場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

※信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、金融商品取引清算機関^{*}（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受け付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

^{*}金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じ

て得た額に申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、清算機関の業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受け付けた販売会社が、当該取得申込みの受け付けによって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

受託者は、追加信託金を受入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。ただし、清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

委託者は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

(a)信託の一部解約(解約請求制)

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、一定口数[※]の受益権をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、一部解約の実行の請求日の正午までに委託者に解約の連絡をして受理されたものを、一部解約の申込みとして取扱います。

※1万以上1万口単位

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の一部解約の実行の請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第2号に掲げるものを除きます。）における受益権の一部解約の実行の請求については、当該請求の受付けを行なうことができます。

- 1.解約申込日当日が、ファンドの決算日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、ファンドの決算日の4営業日前から起算して4営業日以内）
- 2.前号のほか、委託者が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

委託者は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し（当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。）、この信託契約の一部を解約します。

換金価額は、換金のお申込み日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口解約には制限を設ける場合があります。

解約代金は、一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において支払います。なお、清算機関の業務方法書に定めるところにより、販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、振替受益権の抹消に係る手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

※販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。振替機関は、当該手続きが行なわれた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に一部解約の実行の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(b) 受益権と信託財産に属する有価証券との交換

受益者は、信託期間中において、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換を請求することはできません。

(c) 受益権の買取り（買取請求制）

販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の3営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の基準価額とします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受付けたものとして、信託約款の規定に準じて計算されたものとします。

上記(a)、(b)及び(c)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、ファンドにおいては100口当りの価額で表示されます。

純資産総額とは、資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た金額の合計額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。[※] ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） ③価格情報会社の提供する価額

※ 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

＜追加信託金＞

(i) 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に100.02%以内の率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(ii) 追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

＜受益権と一部解約金の計理処理＞

信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします(2017年12月7日設定)。

（４）【計算期間】

毎年3月8日から9月7日までおよび9月8日から翌年3月7日までとします。

なお、最終計算期間の終了日は、この信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

- (i) 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託者は、受益権の口数が20営業日連続して50万口を下回った場合、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象指数が廃止された場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、すべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。

(b) 信託期間の終了

- (i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項(i)」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ii) 上記(i)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- (iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(c) 信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間で存続します。

(c) 信託約款の変更等

- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができない

ものとしします。

(ii) 委託者は、上記(i)の事項（上記(i)の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(d) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(e) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了(i)」または「(c)信託約款の変更等(ii)」に規定する書面に付記します。

(f) 金融商品取引所への上場

委託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。）に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとしします。

委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとしします。

(g) 信託財産の登記等および記載等の留保等

(i) 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとしします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

(ii)上記(i)ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

(iii)信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(iv)動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(h)有価証券の売却等の指図

委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(i)再投資の指図

委託者は、親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(j)受託者による資金の立替え

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(k)委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

また、委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(l)受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i)受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(c)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii)委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(m)受益権の分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託者は、信託契約締結日の受益権については当初設定口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(n)信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(o)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

(p)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権および名義登録

■収益分配金の支払い■

(a) 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし（以下「名義登録受益者」といいます。）、当該名義登録受益者に支払います。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、名義登録にかかる事務を委託することができます。

受益者は、原則として上記の登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して行なうものとします。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は上記の登録を受託者に対して直接に行なうことができます。

名義登録の手続きは、以下の通りとします。

(i) 受益権は、会員の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。

(ii) 会員は、計算期間終了日までに当該会員にかかる上記(i)の受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託者が定める事項を書面等により受託者に届出るものとします。

また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該会員所定の方法による当該受益者からの申し出にもとづき、当該会員はこれを受託者に通知するものとします。

(iii) 会員は、計算期間終了日現在の当該会員にかかる上記(i)の受益者の振替機関の定める事項を(当該会員が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて)振替機関に報告するとともに、振替機関はこれを受託者に通知するものとします。

上記に規定する収益分配金の支払いは、原則として毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日に、上記に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者があらかじめ預金口座を指定していない場合は、当該名義登録受益者に対する収益分配金の支払いの開始が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

また、上記の方式のほか、名義登録受益者が当該会員と別途収益分配金の取り扱いに係る契約[※]を締結している場合は、収益分配金は当該契約にしたがい支払われるものとします。

※詳しくは、当該会員にお問い合わせください。

（b）受託者は、収益分配金について支払開始日から5年経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

受託者は、委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

■収益分配金請求権の失効■

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い■

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日から、原則として、信託終了日現在において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して、受託者または上記①の会員等から支払います。

受託者は、信託終了による償還金について支払開始日から10年を経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

受託者は、委託者に償還金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(2020年9月8日から2021年3月7日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA－BPI総合連動型上場投信】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 (2020年 9月 7日現在)	第7期 (2021年 3月 7日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,098,412	2,460,662
親投資信託受益証券	2,734,939,800	7,744,733,425
未収入金	7,733,844	14,121,419
流動資産合計	2,743,772,056	7,761,315,506
資産合計	2,743,772,056	7,761,315,506
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	7,150,000	12,496,000
未払受託者報酬	203,738	398,057
未払委託者報酬	509,270	995,077
未払利息	1	1
その他未払費用	149,650	404,252
流動負債合計	8,012,659	14,293,387
負債合計	8,012,659	14,293,387
純資産の部		
元本等		
元本	2,750,000,000	7,810,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△14,240,603	△62,977,881
（分配準備積立金）	161,838	661,841
元本等合計	2,735,759,397	7,747,022,119
純資産合計	2,735,759,397	7,747,022,119
負債純資産合計	2,743,772,056	7,761,315,506

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期 自 2020年 3月 8日 至 2020年 9月 7日	第7期 自 2020年 9月 8日 至 2021年 3月 7日
営業収益		
有価証券売買等損益	△28,972,716	190,243
営業収益合計	△28,972,716	190,243
営業費用		
支払利息	187	329
受託者報酬	203,738	398,057
委託者報酬	509,270	995,077
その他費用	188,816	620,358
営業費用合計	902,011	2,013,821
営業利益又は営業損失（△）	△29,874,727	△1,823,578
経常利益又は経常損失（△）	△29,874,727	△1,823,578
当期純利益又は当期純損失（△）	△29,874,727	△1,823,578
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	21,757,424	△14,240,603
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,026,700	126,400
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	126,400
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,026,700	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	34,544,100
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	34,544,100
分配金	7,150,000	12,496,000
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△14,240,603	△62,977,881

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2020年 9月 8日から2021年 3月 7日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第6期 2020年 9月 7日現在	第7期 2021年 3月 7日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,750,000口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 7,810,000口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 14,240,603円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 62,977,881円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 994.82円 (100口当たり純資産額) (99,482円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 991.94円 (100口当たり純資産額) (99,194円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自 2020年 3月 8日 至 2020年 9月 7日	第7期 自 2020年 9月 8日 至 2021年 3月 7日																																																												
1.分配金の計算過程	1.分配金の計算過程																																																												
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>当期配当等収益額</td><td>A</td><td>△187円</td></tr><tr><td>親ファンドの配当等収益額</td><td>B</td><td>8,169,361円</td></tr><tr><td>分配準備積立金</td><td>C</td><td>44,488円</td></tr><tr><td>配当等収益合計額</td><td>D=A+B+C</td><td>8,213,662円</td></tr><tr><td>経費</td><td>E</td><td>901,824円</td></tr><tr><td>収益分配可能額</td><td>F=D-E</td><td>7,311,838円</td></tr><tr><td>収益分配金</td><td>G</td><td>7,150,000円</td></tr><tr><td>次期繰越金(分配準備積立金)</td><td>H=F-G</td><td>161,838円</td></tr><tr><td>口数</td><td>I</td><td>2,750,000口</td></tr></table>	項目			当期配当等収益額	A	△187円	親ファンドの配当等収益額	B	8,169,361円	分配準備積立金	C	44,488円	配当等収益合計額	D=A+B+C	8,213,662円	経費	E	901,824円	収益分配可能額	F=D-E	7,311,838円	収益分配金	G	7,150,000円	次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	161,838円	口数	I	2,750,000口	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>当期配当等収益額</td><td>A</td><td>△329円</td></tr><tr><td>親ファンドの配当等収益額</td><td>B</td><td>15,009,824円</td></tr><tr><td>分配準備積立金</td><td>C</td><td>161,838円</td></tr><tr><td>配当等収益合計額</td><td>D=A+B+C</td><td>15,171,333円</td></tr><tr><td>経費</td><td>E</td><td>2,013,492円</td></tr><tr><td>収益分配可能額</td><td>F=D-E</td><td>13,157,841円</td></tr><tr><td>収益分配金</td><td>G</td><td>12,496,000円</td></tr><tr><td>次期繰越金(分配準備積立金)</td><td>H=F-G</td><td>661,841円</td></tr><tr><td>口数</td><td>I</td><td>7,810,000口</td></tr></table>	項目			当期配当等収益額	A	△329円	親ファンドの配当等収益額	B	15,009,824円	分配準備積立金	C	161,838円	配当等収益合計額	D=A+B+C	15,171,333円	経費	E	2,013,492円	収益分配可能額	F=D-E	13,157,841円	収益分配金	G	12,496,000円	次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	661,841円	口数	I	7,810,000口
項目																																																													
当期配当等収益額	A	△187円																																																											
親ファンドの配当等収益額	B	8,169,361円																																																											
分配準備積立金	C	44,488円																																																											
配当等収益合計額	D=A+B+C	8,213,662円																																																											
経費	E	901,824円																																																											
収益分配可能額	F=D-E	7,311,838円																																																											
収益分配金	G	7,150,000円																																																											
次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	161,838円																																																											
口数	I	2,750,000口																																																											
項目																																																													
当期配当等収益額	A	△329円																																																											
親ファンドの配当等収益額	B	15,009,824円																																																											
分配準備積立金	C	161,838円																																																											
配当等収益合計額	D=A+B+C	15,171,333円																																																											
経費	E	2,013,492円																																																											
収益分配可能額	F=D-E	13,157,841円																																																											
収益分配金	G	12,496,000円																																																											
次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	661,841円																																																											
口数	I	7,810,000口																																																											

100口当たり分配金	$J=G/I \times 100$	260円	100口当たり分配金	$J=G/I \times 100$	160円
2. その他費用 その他費用のうち66,484円は上場に係る費用、102,006円は対象指数についての商標使用料であります。			2. その他費用 その他費用のうち381,625円は上場に係る費用、198,970円は対象指数についての商標使用料であります。		

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第6期 自 2020年 3月 8日 至 2020年 9月 7日	第7期 自 2020年 9月 8日 至 2021年 3月 7日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第6期 2020年 9月 7日現在	第7期 2021年 3月 7日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左

2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左
--	-------------------------

（関連当事者との取引に関する注記）

第6期 自 2020年 3月 8日 至 2020年 9月 7日	第7期 自 2020年 9月 8日 至 2021年 3月 7日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第6期 自 2020年 3月 8日 至 2020年 9月 7日	第7期 自 2020年 9月 8日 至 2021年 3月 7日
期首元本額 1,180,000,000円	期首元本額 2,750,000,000円
期中追加設定元本額 1,570,000,000円	期中追加設定元本額 5,100,000,000円
期中一部解約元本額 0円	期中一部解約元本額 40,000,000円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第6期 自 2020年 3月 8日 至 2020年 9月 7日	第7期 自 2020年 9月 8日 至 2021年 3月 7日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△28,048,550	2,338,385
合計	△28,048,550	2,338,385

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2021年3月7日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2021年3月7日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内債券NOMURA－BPI総合 マザーファンド	5,845,964,240	7,744,733,425	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.0%	5,845,964,240	7,744,733,425 100.0%	
	合計			7,744,733,425	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「国内債券NOMURA－BPI総合 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内債券NOMURA－BPI総合 マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2021年 3月 7日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	8,258,582,231
国債証券	579,378,162,100
地方債証券	51,412,915,019
特殊債証券	63,514,220,747
社債証券	27,852,364,050
未収利息	1,750,126,711
前払費用	45,827,093
流動資産合計	732,212,197,951
資産合計	732,212,197,951
負債の部	

(2021年 3月 7日現在)

流動負債	
未払解約金	635,039,053
未払利息	3,185
流動負債合計	635,042,238
負債合計	635,042,238
純資産の部	
元本等	
元本	552,203,127,687
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	179,374,028,026
元本等合計	731,577,155,713
純資産合計	731,577,155,713
負債純資産合計	732,212,197,951

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2021年 3月 7日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.3248円
(10,000口当たり純資産額)	(13,248円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2020年 9月 8日 至 2021年 3月 7日	
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2021年 3月 7日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2021年 3月 7日現在	
期首	2020年 9月 8日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	524,917,125,574円
同期中における追加設定元本額	58,796,594,804円
同期中における一部解約元本額	31,510,592,691円
期末元本額	552,203,127,687円
期末元本額の内訳※	
野村国内債券インデックスファンド	416,900,740円
野村世界6資産分散投信（安定コース）	41,538,963,179円
野村世界6資産分散投信（分配コース）	17,707,162,598円
野村世界6資産分散投信（成長コース）	3,102,659,365円
野村資産設計ファンド2015	351,770,464円
野村資産設計ファンド2020	352,028,579円
野村資産設計ファンド2025	326,711,071円
野村資産設計ファンド2030	258,825,880円
野村資産設計ファンド2035	133,777,593円
野村資産設計ファンド2040	187,794,358円
野村日本債券インデックスファンド	893,544,991円
野村日本債券インデックス（野村投資一任口座向け）	161,733,607,516円
のむラップ・ファンド（保守型）	12,847,625,775円
のむラップ・ファンド（普通型）	9,936,299,050円

のむラップ・ファンド（積極型）	1,351,440,693円
野村日本債券インデックス（野村SMA向け）	11,334,238,325円
野村資産設計ファンド2045	18,143,125円
野村円債投資インデックスファンド	888,434,650円
野村インデックスファンド・国内債券	2,335,007,165円
マイ・ロード	33,467,099,388円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,318,068,219円
野村日本債券インデックス（野村SMA・EW向け）	17,212,307,255円
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	1,397,369,664円
野村資産設計ファンド2050	22,311,939円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	24,902,999円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	6,916,686円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	3,728,856円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	2,246,967円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	851,975,668円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	274,590,530円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	56,043,563円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	28,757,191円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	73,775,423円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	14,335,958円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	12,644,455円
野村6資産均等バランス	2,604,594,434円
世界6資産分散ファンド	119,955,116円
野村資産設計ファンド2060	7,902,928円
NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	5,845,964,240円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）債券・安定型	15,440,415,508円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	596,697,116円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	97,484,402円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	1,935,502,592円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	1,370,459,609円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	18,428,267円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	10,879,194円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	498,441円
野村インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	3,660,589,040円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA（適格機関投資家専用）	10,467,989円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	82,571,578円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	68,651,013円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	366,898,100円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	325,341,210円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	886,189,834円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	177,555,444円
ノムラ日本債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	658,332,579円
ノムラFOFs用インデックスファンド・国内債券（適格機関投資家専用）	309,036,231円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	13,963,693円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	36,542,896,050円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	47,339,389,172円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	17,576,591,969円

野村国内債券インデックスファンド・NOMURA－B P I 総合（確定拠出年金向け）	50,596,398,316円
マイバランスDC30	12,808,883,922円
マイバランスDC50	10,258,856,669円
マイバランスDC70	3,334,363,720円
野村DC国内債券インデックスファンド・NOMURA－B P I 総合	12,976,136,675円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	928,434,579円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	2,255,922,873円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	1,020,854,656円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	148,218,051円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	24,148,033円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	25,462,183円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	42,766,099円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	16,718,532円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	6,846,878円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	629,097,266円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	327,216,778円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	112,892,922円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	137,946,567円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	2,697,341円

※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2021年3月7日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2021年3月7日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券 利付（2年）第415回	3,700,000,000	3,712,173,000	
		国庫債券 利付（2年）第416回	3,000,000,000	3,010,470,000	
		国庫債券 利付（2年）第417回	3,200,000,000	3,212,032,000	
		国庫債券 利付（2年）第418回	4,400,000,000	4,417,468,000	
		国庫債券 利付（2年）第420回	500,000,000	502,140,000	
		国庫債券 利付（5年）第132回	3,000,000,000	3,008,880,000	
		国庫債券 利付（5年）第133回	6,200,000,000	6,221,948,000	
		国庫債券 利付（5年）第134回	2,500,000,000	2,510,275,000	

国庫債券 利付（５年）第１３５回	8,500,000,000	8,539,780,000	
国庫債券 利付（５年）第１３６回	3,300,000,000	3,317,391,000	
国庫債券 利付（５年）第１３７回	4,000,000,000	4,023,400,000	
国庫債券 利付（５年）第１３８回	5,500,000,000	5,536,905,000	
国庫債券 利付（５年）第１３９回	5,000,000,000	5,035,000,000	
国庫債券 利付（５年）第１４０回	3,400,000,000	3,425,228,000	
国庫債券 利付（５年）第１４１回	4,500,000,000	4,535,145,000	
国庫債券 利付（５年）第１４３回	5,370,000,000	5,415,645,000	
国庫債券 利付（５年）第１４４回	4,500,000,000	4,539,690,000	
国庫債券 利付（５年）第１４５回	4,900,000,000	4,945,766,000	
国庫債券 利付（５年）第１４６回	1,000,000,000	1,009,370,000	
国庫債券 利付（４０年）第１回	2,360,000,000	3,399,485,600	
国庫債券 利付（４０年）第２回	900,000,000	1,257,615,000	
国庫債券 利付（４０年）第３回	900,000,000	1,263,861,000	
国庫債券 利付（４０年）第４回	1,130,000,000	1,598,215,500	
国庫債券 利付（４０年）第５回	1,200,000,000	1,643,808,000	
国庫債券 利付（４０年）第６回	1,300,000,000	1,756,430,000	
国庫債券 利付（４０年）第７回	1,400,000,000	1,822,044,000	
国庫債券 利付（４０年）第８回	1,500,000,000	1,826,235,000	
国庫債券 利付（４０年）第９回	2,050,000,000	1,869,087,500	
国庫債券 利付（４０年）第１０回	2,010,000,000	2,150,418,600	
国庫債券 利付（４０年）第１１回	1,750,000,000	1,817,497,500	
国庫債券 利付（４０年）第１２回	2,070,000,000	1,942,715,700	
国庫債券 利付（４０年）第１３回	4,520,000,000	4,229,861,200	
国庫債券 利付（１０年）第３２３回	1,700,000,000	1,722,423,000	
国庫債券 利付（１０年）第３２４回	3,200,000,000	3,238,080,000	
国庫債券 利付（１０年）第３２５回	4,400,000,000	4,462,656,000	
国庫債券 利付（１０年）第３２６回	2,100,000,000	2,130,996,000	
国庫債券 利付（１０年）第３２７回	3,100,000,000	3,151,336,000	
国庫債券 利付（１０年）第３２８回	5,250,000,000	5,328,067,500	
国庫債券 利付（１０年）第３２９回	6,000,000,000	6,127,140,000	

国庫債券 利付（１０年）第３３０回	3,800,000,000	3,889,452,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３１回	1,900,000,000	1,935,055,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３２回	5,900,000,000	6,020,419,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３３回	3,600,000,000	3,679,452,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３４回	6,600,000,000	6,756,684,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３５回	4,600,000,000	4,700,464,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３６回	2,750,000,000	2,813,772,500	
国庫債券 利付（１０年）第３３７回	3,000,000,000	3,046,740,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３８回	5,000,000,000	5,103,250,000	
国庫債券 利付（１０年）第３３９回	5,000,000,000	5,108,650,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４０回	4,200,000,000	4,296,684,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４１回	7,300,000,000	7,438,627,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４２回	8,350,000,000	8,430,160,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４３回	5,900,000,000	5,956,345,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４４回	5,800,000,000	5,856,434,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４５回	5,000,000,000	5,049,350,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４６回	4,900,000,000	4,948,951,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４７回	5,400,000,000	5,454,486,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４８回	6,800,000,000	6,869,088,000	
国庫債券 利付（１０年）第３４９回	2,800,000,000	2,828,588,000	
国庫債券 利付（１０年）第３５０回	6,150,000,000	6,212,914,500	
国庫債券 利付（１０年）第３５１回	7,700,000,000	7,775,845,000	

回			
国庫債券 利付（１０年）第３５２回	6,600,000,000	6,662,238,000	
国庫債券 利付（１０年）第３５３回	5,100,000,000	5,145,696,000	
国庫債券 利付（１０年）第３５４回	4,350,000,000	4,384,930,500	
国庫債券 利付（１０年）第３５５回	5,100,000,000	5,135,853,000	
国庫債券 利付（１０年）第３５６回	4,800,000,000	4,830,624,000	
国庫債券 利付（１０年）第３５７回	1,900,000,000	1,910,811,000	
国庫債券 利付（１０年）第３５８回	5,470,000,000	5,497,021,800	
国庫債券 利付（１０年）第３５９回	5,300,000,000	5,321,995,000	
国庫債券 利付（１０年）第３６０回	7,900,000,000	7,922,436,000	
国庫債券 利付（１０年）第３６１回	6,100,000,000	6,108,845,000	
国庫債券 利付（３０年）第１回	500,000,000	617,670,000	
国庫債券 利付（３０年）第２回	500,000,000	605,305,000	
国庫債券 利付（３０年）第３回	160,000,000	192,968,000	
国庫債券 利付（３０年）第４回	900,000,000	1,145,493,000	
国庫債券 利付（３０年）第５回	150,000,000	181,989,000	
国庫債券 利付（３０年）第６回	600,000,000	745,362,000	
国庫債券 利付（３０年）第７回	600,000,000	743,730,000	
国庫債券 利付（３０年）第８回	100,000,000	118,918,000	
国庫債券 利付（３０年）第９回	265,000,000	303,011,600	
国庫債券 利付（３０年）第１０回	250,000,000	277,415,000	
国庫債券 利付（３０年）第１１回	160,000,000	189,344,000	
国庫債券 利付（３０年）第１２回	220,000,000	271,785,800	
国庫債券 利付（３０年）第１３回	290,000,000	355,522,600	
国庫債券 利付（３０年）第１４回	800,000,000	1,024,200,000	
国庫債券 利付（３０年）第１５回	900,000,000	1,167,120,000	
国庫債券 利付（３０年）第１６回	915,000,000	1,190,799,300	
国庫債券 利付（３０年）第１７回	1,200,000,000	1,550,028,000	
国庫債券 利付（３０年）第１８回	2,200,000,000	2,819,058,000	

国庫債券 利付（３０年）第１９回	2,050,000,000	2,633,245,500	
国庫債券 利付（３０年）第２０回	1,270,000,000	1,671,993,100	
国庫債券 利付（３０年）第２１回	300,000,000	387,141,000	
国庫債券 利付（３０年）第２２回	600,000,000	793,866,000	
国庫債券 利付（３０年）第２３回	840,000,000	1,114,150,800	
国庫債券 利付（３０年）第２４回	700,000,000	930,685,000	
国庫債券 利付（３０年）第２５回	500,000,000	650,720,000	
国庫債券 利付（３０年）第２６回	850,000,000	1,122,187,000	
国庫債券 利付（３０年）第２７回	1,550,000,000	2,080,689,000	
国庫債券 利付（３０年）第２８回	1,200,000,000	1,617,324,000	
国庫債券 利付（３０年）第２９回	1,500,000,000	2,004,750,000	
国庫債券 利付（３０年）第３０回	1,700,000,000	2,250,834,000	
国庫債券 利付（３０年）第３１回	1,200,000,000	1,572,756,000	
国庫債券 利付（３０年）第３２回	1,200,000,000	1,601,832,000	
国庫債券 利付（３０年）第３３回	2,400,000,000	3,084,648,000	
国庫債券 利付（３０年）第３４回	1,400,000,000	1,858,752,000	
国庫債券 利付（３０年）第３５回	2,300,000,000	2,975,786,000	
国庫債券 利付（３０年）第３６回	2,300,000,000	2,984,986,000	
国庫債券 利付（３０年）第３７回	2,300,000,000	2,948,991,000	
国庫債券 利付（３０年）第３８回	1,600,000,000	2,024,848,000	
国庫債券 利付（３０年）第３９回	1,600,000,000	2,061,536,000	
国庫債券 利付（３０年）第４０回	1,300,000,000	1,648,972,000	
国庫債券 利付（３０年）第４１回	1,500,000,000	1,872,030,000	
国庫債券 利付（３０年）第４２回	1,600,000,000	1,998,624,000	
国庫債券 利付（３０年）第４３回	1,300,000,000	1,625,364,000	
国庫債券 利付（３０年）第４４回	1,400,000,000	1,751,932,000	
国庫債券 利付（３０年）第４５回	1,700,000,000	2,054,824,000	
国庫債券 利付（３０年）第４６回	1,800,000,000	2,176,830,000	
国庫債券 利付（３０年）第４７回	1,700,000,000	2,095,879,000	
国庫債券 利付（３０年）第４８回	1,900,000,000	2,256,459,000	
国庫債券 利付（３０年）第４９回	2,900,000,000	3,445,171,000	
国庫債券 利付（３０年）第５０回	1,600,000,000	1,678,768,000	
国庫債券 利付（３０年）第５１回	2,650,000,000	2,467,335,500	
国庫債券 利付（３０年）第５２回	1,900,000,000	1,855,863,000	
国庫債券 利付（３０年）第５３回	1,700,000,000	1,698,096,000	
国庫債券 利付（３０年）第５４回	1,700,000,000	1,778,540,000	

国庫債券 利付（３０年）第５５回	1,500,000,000	1,568,100,000	
国庫債券 利付（３０年）第５６回	1,900,000,000	1,984,702,000	
国庫債券 利付（３０年）第５７回	1,600,000,000	1,669,984,000	
国庫債券 利付（３０年）第５８回	2,100,000,000	2,190,048,000	
国庫債券 利付（３０年）第５９回	1,600,000,000	1,626,064,000	
国庫債券 利付（３０年）第６０回	1,150,000,000	1,225,727,500	
国庫債券 利付（３０年）第６１回	1,000,000,000	1,014,150,000	
国庫債券 利付（３０年）第６２回	500,000,000	481,075,000	
国庫債券 利付（３０年）第６３回	1,400,000,000	1,308,552,000	
国庫債券 利付（３０年）第６４回	1,500,000,000	1,399,620,000	
国庫債券 利付（３０年）第６５回	1,200,000,000	1,117,764,000	
国庫債券 利付（３０年）第６６回	2,600,000,000	2,417,610,000	
国庫債券 利付（３０年）第６７回	1,300,000,000	1,276,158,000	
国庫債券 利付（３０年）第６８回	1,950,000,000	1,913,964,000	
国庫債券 利付（３０年）第６９回	1,700,000,000	1,712,648,000	
国庫債券 利付（２０年）第５６回	120,000,000	123,280,800	
国庫債券 利付（２０年）第５７回	210,000,000	215,472,600	
国庫債券 利付（２０年）第５８回	180,000,000	185,612,400	
国庫債券 利付（２０年）第５９回	230,000,000	237,514,100	
国庫債券 利付（２０年）第６０回	780,000,000	801,294,000	
国庫債券 利付（２０年）第６１回	300,000,000	306,909,000	
国庫債券 利付（２０年）第６２回	440,000,000	449,323,600	
国庫債券 利付（２０年）第６３回	300,000,000	313,233,000	
国庫債券 利付（２０年）第６４回	400,000,000	420,612,000	
国庫債券 利付（２０年）第６５回	455,000,000	480,825,800	
国庫債券 利付（２０年）第６６回	300,000,000	316,191,000	
国庫債券 利付（２０年）第６７回	310,000,000	329,108,400	
国庫債券 利付（２０年）第６８回	290,000,000	310,526,200	
国庫債券 利付（２０年）第６９回	560,000,000	597,928,800	
国庫債券 利付（２０年）第７０回	540,000,000	584,874,000	
国庫債券 利付（２０年）第７１回	200,000,000	215,302,000	
国庫債券 利付（２０年）第７２回	1,470,000,000	1,585,630,200	
国庫債券 利付（２０年）第７３回	1,200,000,000	1,296,264,000	
国庫債券 利付（２０年）第７４回	800,000,000	867,216,000	
国庫債券 利付（２０年）第７５回	600,000,000	653,712,000	
国庫債券 利付（２０年）第７６回	910,000,000	984,092,200	

国庫債券 利付（２０年）第７７回	700,000,000	759,829,000	
国庫債券 利付（２０年）第７８回	800,000,000	868,848,000	
国庫債券 利付（２０年）第７９回	860,000,000	937,718,200	
国庫債券 利付（２０年）第８０回	1,400,000,000	1,532,538,000	
国庫債券 利付（２０年）第８１回	360,000,000	394,455,600	
国庫債券 利付（２０年）第８２回	820,000,000	902,213,200	
国庫債券 利付（２０年）第８３回	1,370,000,000	1,514,219,900	
国庫債券 利付（２０年）第８４回	1,200,000,000	1,320,552,000	
国庫債券 利付（２０年）第８５回	400,000,000	444,288,000	
国庫債券 利付（２０年）第８６回	1,400,000,000	1,569,162,000	
国庫債券 利付（２０年）第８７回	500,000,000	557,885,000	
国庫債券 利付（２０年）第８８回	1,100,000,000	1,238,941,000	
国庫債券 利付（２０年）第８９回	470,000,000	526,870,000	
国庫債券 利付（２０年）第９０回	1,500,000,000	1,689,735,000	
国庫債券 利付（２０年）第９１回	250,000,000	283,012,500	
国庫債券 利付（２０年）第９２回	650,000,000	731,945,500	
国庫債券 利付（２０年）第９３回	300,000,000	337,518,000	
国庫債券 利付（２０年）第９４回	200,000,000	226,224,000	
国庫債券 利付（２０年）第９５回	100,000,000	114,888,000	
国庫債券 利付（２０年）第９６回	400,000,000	454,504,000	
国庫債券 利付（２０年）第９７回	300,000,000	344,382,000	
国庫債券 利付（２０年）第９８回	300,000,000	342,414,000	
国庫債券 利付（２０年）第９９回	1,100,000,000	1,261,040,000	
国庫債券 利付（２０年）第１００回	820,000,000	949,871,600	
国庫債券 利付（２０年）第１０１回	250,000,000	293,122,500	
国庫債券 利付（２０年）第１０２回	500,000,000	588,920,000	
国庫債券 利付（２０年）第１０３回	600,000,000	702,318,000	
国庫債券 利付（２０年）第１０４回	400,000,000	462,372,000	
国庫債券 利付（２０年）第１０５回	1,900,000,000	2,204,874,000	
国庫債券 利付（２０年）第１０６回	400,000,000	467,204,000	
国庫債券 利付（２０年）第１０７回	300,000,000	349,461,000	

回			
国庫債券 利付（２０年）第１０８回	1,600,000,000	1,838,848,000	
国庫債券 利付（２０年）第１０９回	900,000,000	1,037,358,000	
国庫債券 利付（２０年）第１１０回	1,100,000,000	1,285,559,000	
国庫債券 利付（２０年）第１１１回	800,000,000	944,640,000	
国庫債券 利付（２０年）第１１２回	1,800,000,000	2,110,536,000	
国庫債券 利付（２０年）第１１３回	2,000,000,000	2,353,520,000	
国庫債券 利付（２０年）第１１４回	1,700,000,000	2,007,496,000	
国庫債券 利付（２０年）第１１５回	1,000,000,000	1,189,640,000	
国庫債券 利付（２０年）第１１６回	1,100,000,000	1,313,257,000	
国庫債券 利付（２０年）第１１７回	1,400,000,000	1,658,818,000	
国庫債券 利付（２０年）第１１８回	500,000,000	589,835,000	
国庫債券 利付（２０年）第１１９回	800,000,000	928,952,000	
国庫債券 利付（２０年）第１２０回	800,000,000	914,176,000	
国庫債券 利付（２０年）第１２１回	1,200,000,000	1,408,704,000	
国庫債券 利付（２０年）第１２２回	900,000,000	1,047,996,000	
国庫債券 利付（２０年）第１２３回	500,000,000	598,070,000	
国庫債券 利付（２０年）第１２４回	1,000,000,000	1,186,430,000	
国庫債券 利付（２０年）第１２５回	400,000,000	484,160,000	
国庫債券 利付（２０年）第１２６回	800,000,000	952,400,000	
国庫債券 利付（２０年）第１２７回	500,000,000	590,275,000	
国庫債券 利付（２０年）第１２８回	1,800,000,000	2,130,912,000	

国庫債券 利付（２０年）第１２９回	2,600,000,000	3,051,516,000	
国庫債券 利付（２０年）第１３０回	1,400,000,000	1,647,296,000	
国庫債券 利付（２０年）第１３１回	800,000,000	932,976,000	
国庫債券 利付（２０年）第１３２回	1,300,000,000	1,519,518,000	
国庫債券 利付（２０年）第１３３回	1,400,000,000	1,651,328,000	
国庫債券 利付（２０年）第１３４回	1,400,000,000	1,655,192,000	
国庫債券 利付（２０年）第１３５回	700,000,000	819,980,000	
国庫債券 利付（２０年）第１３６回	700,000,000	812,364,000	
国庫債券 利付（２０年）第１３７回	1,000,000,000	1,173,950,000	
国庫債券 利付（２０年）第１３８回	800,000,000	921,376,000	
国庫債券 利付（２０年）第１３９回	1,000,000,000	1,162,840,000	
国庫債券 利付（２０年）第１４０回	2,300,000,000	2,705,812,000	
国庫債券 利付（２０年）第１４１回	2,600,000,000	3,064,958,000	
国庫債券 利付（２０年）第１４２回	950,000,000	1,130,880,000	
国庫債券 利付（２０年）第１４３回	1,300,000,000	1,520,103,000	
国庫債券 利付（２０年）第１４４回	1,300,000,000	1,504,763,000	
国庫債券 利付（２０年）第１４５回	2,300,000,000	2,721,820,000	
国庫債券 利付（２０年）第１４６回	2,400,000,000	2,845,488,000	
国庫債券 利付（２０年）第１４７回	4,000,000,000	4,701,080,000	
国庫債券 利付（２０年）第１４８回	2,100,000,000	2,445,198,000	
国庫債券 利付（２０年）第１４９回	3,850,000,000	4,488,984,500	
国庫債券 利付（２０年）第１５０回	3,330,000,000	3,843,985,500	

回			
国庫債券 利付（２０年）第１５１回	2,500,000,000	2,822,150,000	
国庫債券 利付（２０年）第１５２回	2,650,000,000	2,993,307,500	
国庫債券 利付（２０年）第１５３回	1,600,000,000	1,830,448,000	
国庫債券 利付（２０年）第１５４回	1,220,000,000	1,379,661,400	
国庫債券 利付（２０年）第１５５回	5,350,000,000	5,896,877,000	
国庫債券 利付（２０年）第１５６回	4,850,000,000	4,919,743,000	
国庫債券 利付（２０年）第１５７回	2,990,000,000	2,939,827,800	
国庫債券 利付（２０年）第１５８回	2,100,000,000	2,155,944,000	
国庫債券 利付（２０年）第１５９回	2,000,000,000	2,081,020,000	
国庫債券 利付（２０年）第１６０回	2,300,000,000	2,427,719,000	
国庫債券 利付（２０年）第１６１回	2,100,000,000	2,180,871,000	
国庫債券 利付（２０年）第１６２回	1,700,000,000	1,763,665,000	
国庫債券 利付（２０年）第１６３回	2,600,000,000	2,694,510,000	
国庫債券 利付（２０年）第１６４回	2,600,000,000	2,647,788,000	
国庫債券 利付（２０年）第１６５回	2,200,000,000	2,237,356,000	
国庫債券 利付（２０年）第１６６回	2,300,000,000	2,413,068,000	
国庫債券 利付（２０年）第１６７回	2,600,000,000	2,636,582,000	
国庫債券 利付（２０年）第１６８回	2,700,000,000	2,686,419,000	
国庫債券 利付（２０年）第１６９回	2,530,000,000	2,467,964,400	
国庫債券 利付（２０年）第１７０回	2,000,000,000	1,947,000,000	
国庫債券 利付（２０年）第１７１回	1,300,000,000	1,262,937,000	

	小計	国庫債券 利付（２０年）第１７２回	3,840,000,000	3,796,339,200	
		国庫債券 利付（２０年）第１７３回	3,250,000,000	3,209,765,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１７４回	3,340,000,000	3,295,210,600	
		国庫債券 利付（２０年）第１７５回	4,100,000,000	4,122,263,000	
		メキシコ合衆国 第２５回円貨社債（２０１８）	100,000,000	99,654,000	
		銘柄数：261	541,295,000,000	579,378,162,100	
		組入時価比率：79.2%		80.2%	
	合計			579,378,162,100	
地方債証券	日本円	東京都 公募第７０８回	100,000,000	101,131,000	
		東京都 公募第７１０回	100,000,000	101,027,000	
		東京都 公募第７１２回	100,000,000	101,166,000	
		東京都 公募第７１５回	100,000,000	101,345,000	
		東京都 公募第７１６回	200,000,000	202,728,000	
		東京都 公募第７３１回	100,000,000	101,916,000	
		東京都 公募第７３６回	100,000,000	101,791,000	
		東京都 公募第７４５回	300,000,000	306,864,000	
		東京都 公募第７６０回	100,000,000	99,999,000	
		東京都 公募第７６１回	100,000,000	100,165,000	
		東京都 公募第７６９回	500,000,000	504,695,000	
		東京都 公募第７７８回	100,000,000	100,699,000	
		東京都 公募（３０年）第７回	100,000,000	134,136,000	
		東京都 公募第１０回	200,000,000	263,162,000	
		東京都 公募第１回	300,000,000	310,563,000	
		東京都 公募（２０年）第３回	200,000,000	213,710,000	
		東京都 公募第７回	100,000,000	109,834,000	
		東京都 公募（２０年）第１３回	100,000,000	114,094,000	
		東京都 公募（２０年）第１６回	200,000,000	229,588,000	
		東京都 公募（２０年）第１７回	200,000,000	230,824,000	
		東京都 公募第２３回	100,000,000	118,966,000	
		東京都 公募（２０年）第２６回	100,000,000	116,677,000	
		東京都 公募（２０年）第２９回	200,000,000	231,428,000	
		北海道 公募平成２４年度第６回	100,000,000	101,206,000	
		北海道 公募平成２４年度第９回	100,000,000	101,263,000	

北海道	公募平成25年度第1回	300,000,000	303,597,000	
北海道	公募平成26年度第13回	100,000,000	101,699,000	
北海道	公募平成27年度第7回	100,000,000	102,322,000	
北海道	公募平成29年度第5回	200,000,000	201,322,000	
北海道	公募平成29年度第6回	700,000,000	699,797,000	
北海道	公募平成29年度第7回	100,000,000	100,876,000	
北海道	公募平成29年度第9回	100,000,000	100,833,000	
宮城県	公募第32回2号	100,000,000	100,305,000	
神奈川県	公募第196回	100,000,000	101,373,000	
神奈川県	公募第200回	100,000,000	102,089,000	
神奈川県	公募第205回	100,000,000	102,006,000	
神奈川県	公募第206回	100,000,000	102,155,000	
神奈川県	公募第210回	200,000,000	203,412,000	
神奈川県	公募第212回	100,000,000	101,702,000	
神奈川県	公募第231回	200,000,000	202,040,000	
神奈川県	公募第247回	200,000,000	199,276,000	
神奈川県	公募（30年）第3回	100,000,000	134,270,000	
神奈川県	公募第7回	300,000,000	339,147,000	
神奈川県	公募（20年）第14回	100,000,000	116,776,000	
神奈川県	公募（20年）第17回	200,000,000	236,238,000	
神奈川県	公募（20年）第26回	100,000,000	115,129,000	
大阪府	公募第378回	104,000,000	105,932,320	
大阪府	公募第381回	100,000,000	101,978,000	
大阪府	公募第382回	100,000,000	102,006,000	
大阪府	公募第383回	100,000,000	102,128,000	
大阪府	公募第384回	100,000,000	102,115,000	
大阪府	公募第387回	300,000,000	305,292,000	
大阪府	公募第389回	100,000,000	101,883,000	
大阪府	公募第396回	200,000,000	204,556,000	
大阪府	公募第417回	102,000,000	103,104,660	
大阪府	公募第423回	100,000,000	100,715,000	
大阪府	公募第429回	179,000,000	180,376,510	
大阪府	公募第452回	100,000,000	99,188,000	
大阪府	公募第5回	100,000,000	118,157,000	
大阪府	公募第8回	100,000,000	116,993,000	
大阪府	公募（5年）第137回	1,024,000,000	1,023,651,840	

大阪府 公募（５年）第１４１回	230,000,000	229,898,800	
大阪府 公募（５年）第１７８回	400,000,000	399,832,000	
京都府 公募平成２４年度第２回	100,000,000	101,157,000	
京都府 公募平成２４年度第６回	100,000,000	101,282,000	
京都府 公募平成２５年度第１５回	200,000,000	203,986,000	
京都府 公募平成２６年度第５回	100,000,000	114,917,000	
京都府 公募平成２６年度第７回	200,000,000	203,996,000	
京都府 公募（２０年）平成２７年度第５回	200,000,000	224,536,000	
京都府 公募（１５年）平成２７年度第８回	100,000,000	105,845,000	
京都府 公募（２０年）平成２８年度第５回	100,000,000	98,944,000	
京都府 公募平成２９年度第４回	100,000,000	100,815,000	
兵庫県 公募平成２６年度第１７回	100,000,000	101,770,000	
兵庫県 公募平成２９年度第２２回	100,000,000	100,735,000	
兵庫県 公募（３０年）第２回	200,000,000	266,490,000	
兵庫県 公募（１５年）第１回	300,000,000	325,941,000	
兵庫県 公募（１５年）第３回	200,000,000	216,206,000	
兵庫県 公募（１２年）第３回	300,000,000	306,720,000	
兵庫県 公募（１５年）第１１回	100,000,000	105,042,000	
兵庫県 公募第２回	100,000,000	114,956,000	
兵庫県 公募第９回	100,000,000	118,122,000	
兵庫県 公募（２０年）第１１回	200,000,000	230,990,000	
兵庫県 公募（２０年）第１４回	100,000,000	116,236,000	
兵庫県 公募（２０年）第２２回	100,000,000	114,064,000	
静岡県 公募平成２４年度第５回	100,060,000	101,207,688	
静岡県 公募平成２４年度第１０回	100,000,000	101,377,000	
静岡県 公募平成２５年度第５回	101,000,000	103,222,000	
静岡県 公募平成２６年度第３回	165,000,000	168,623,400	
静岡県 公募平成２６年度第８回	100,000,000	102,005,000	
静岡県 公募平成２６年度第９回	200,000,000	204,032,000	
静岡県 公募平成２７年度第１１回	115,400,000	115,805,054	
静岡県 公募平成２８年度第２回	300,000,000	300,600,000	
静岡県 公募平成２９年度第３回	100,000,000	100,691,000	
静岡県 公募（３１年）第１回	174,000,000	173,864,280	
静岡県 公募（１５年）第５回	200,000,000	215,162,000	

静岡県 公募（１５年）第９回	100,000,000	105,426,000	
静岡県 公募（２０年）第１１回	100,000,000	115,942,000	
静岡県 公募（２０年）第１４回	200,000,000	233,266,000	
静岡県 公募（２０年）第１８回	100,000,000	115,135,000	
静岡県 公募（２０年）第３０回	200,000,000	197,148,000	
愛知県 公募平成２０年度第８回	100,000,000	115,026,000	
愛知県 公募平成２４年度第２回	100,000,000	101,107,000	
愛知県 公募（２０年）平成２４年度第４回	100,000,000	116,069,000	
愛知県 公募平成２４年度第８回	150,000,000	151,825,500	
愛知県 公募（１５年）平成２４年度第１４回	400,000,000	433,544,000	
愛知県 公募平成２４年度第１７回	100,000,000	118,299,000	
愛知県 公募（３０年）平成２５年度第８回	120,000,000	155,287,200	
愛知県 公募平成２６年度第８回	100,000,000	125,205,000	
愛知県 公募平成２６年度第１３回	100,000,000	113,835,000	
愛知県 公募平成２６年度第１７回	300,000,000	305,529,000	
愛知県 公募（１５年）平成２７年度第２回	100,000,000	105,360,000	
愛知県 公募平成２７年度第１５回	100,000,000	102,252,000	
愛知県 公募平成２９年度第８回	100,000,000	100,877,000	
愛知県 公募平成２９年度第９回	100,000,000	100,559,000	
広島県 公募平成２４年度第４回	100,000,000	101,385,000	
広島県 公募平成２５年度第３回	200,000,000	204,070,000	
広島県 公募平成２６年度第５回	109,650,000	111,059,002	
広島県 公募平成２６年度第７回	200,000,000	203,738,000	
広島県 公募平成２９年度第３回	100,000,000	100,529,000	
広島県 公募平成２９年度第４回	211,300,000	213,434,130	
広島県 公募令和２年度第２回	100,000,000	100,001,000	
埼玉県 公募平成２４年度第４回	300,000,000	303,435,000	
埼玉県 公募平成２５年度第４回	100,000,000	102,187,000	
埼玉県 公募平成２５年度第６回	148,000,000	151,041,400	
埼玉県 公募平成２５年度第１０回	100,000,000	101,984,000	
埼玉県 公募平成２５年度第１１回	100,000,000	101,991,000	
埼玉県 公募平成２６年度第３回	100,000,000	102,153,000	
埼玉県 公募平成２６年度第６回	200,000,000	203,950,000	

埼玉県 公募平成26年度第7回	400,000,000	407,200,000	
埼玉県 公募平成26年度第9回	100,000,000	101,706,000	
埼玉県 公募平成27年度第9回	100,000,000	101,212,000	
埼玉県 公募平成28年度第5回	100,000,000	100,038,000	
埼玉県 公募平成30年度第4回	200,000,000	201,814,000	
埼玉県 公募平成30年度第7回	200,000,000	200,080,000	
埼玉県 公募（15年）第1回	100,000,000	106,951,000	
埼玉県 公募（15年）第2回	200,000,000	213,048,000	
埼玉県 公募（15年）第3回	100,000,000	102,167,000	
埼玉県 公募（20年）第6回	100,000,000	116,280,000	
埼玉県 公募（20年）第16回	100,000,000	112,069,000	
埼玉県 公募（20年）第20回	100,000,000	103,236,000	
福岡県 公募平成26年度第1回	100,000,000	102,164,000	
福岡県 公募平成27年度第1回	300,000,000	307,437,000	
福岡県 公募平成29年度第1回	100,000,000	100,878,000	
福岡県 公募平成23年度第1回	100,000,000	108,232,000	
福岡県 公募（15年）平成27年度第1回	200,000,000	211,712,000	
福岡県 公募（15年）令和元年度第1回	100,000,000	99,215,000	
福岡県 公募（30年）平成19年度第1回	100,000,000	134,851,000	
福岡県 公募（30年）平成26年度第1回	100,000,000	125,471,000	
福岡県 公募（30年・定時償還）平成29年度第2回	100,000,000	105,352,000	
福岡県 公募（20年）平成20年度第2回	100,000,000	115,103,000	
福岡県 公募（20年）平成24年度第2回	100,000,000	115,614,000	
千葉県 公募平成24年度第1回	100,000,000	101,179,000	
千葉県 公募平成24年度第2回	100,000,000	101,093,000	
千葉県 公募平成24年度第7回	100,000,000	101,314,000	
千葉県 公募平成24年度第8回	100,000,000	101,574,000	
千葉県 公募平成25年度第3回	100,000,000	102,036,000	
千葉県 公募平成25年度第4回	100,000,000	102,186,000	
千葉県 公募平成26年度第1回	100,000,000	102,126,000	
千葉県 公募平成26年度第3回	200,000,000	204,140,000	

千葉県 公募平成27年度第6回	200,000,000	204,558,000	
千葉県 公募平成28年度第4回	200,000,000	200,388,000	
千葉県 公募平成29年度第4回	100,000,000	100,528,000	
千葉県 公募平成29年度第8回	100,000,000	100,912,000	
千葉県 公募（20年）第1回	400,000,000	439,552,000	
千葉県 公募（20年）第8回	100,000,000	118,394,000	
千葉県 公募（20年）第16回	200,000,000	232,112,000	
千葉県 公募（20年）第17回	100,000,000	114,345,000	
群馬県 公募第12回	100,000,000	102,322,000	
群馬県 公募（20年）第3回	100,000,000	116,122,000	
岐阜県 公募平成26年度第1回	186,670,000	190,364,199	
共同発行市場地方債 公募第110回	200,000,000	202,138,000	
共同発行市場地方債 公募第111回	200,000,000	202,282,000	
共同発行市場地方債 公募第112回	100,000,000	101,145,000	
共同発行市場地方債 公募第113回	800,000,000	808,896,000	
共同発行市場地方債 公募第114回	243,700,000	246,741,376	
共同発行市場地方債 公募第115回	100,000,000	101,291,000	
共同発行市場地方債 公募第116回	200,000,000	202,722,000	
共同発行市場地方債 公募第118回	100,000,000	101,574,000	
共同発行市場地方債 公募第119回	200,000,000	203,134,000	
共同発行市場地方債 公募第120回	300,000,000	304,155,000	
共同発行市場地方債 公募第121回	100,000,000	101,208,000	
共同発行市場地方債 公募第122回	400,000,000	405,464,000	
共同発行市場地方債 公募第124回	300,000,000	306,486,000	
共同発行市場地方債 公募第126回	100,000,000	102,061,000	
共同発行市場地方債 公募第128回	700,000,000	712,481,000	

共同発行市場地方債 公募第129回	100,000,000	101,980,000	
共同発行市場地方債 公募第130回	100,000,000	102,184,000	
共同発行市場地方債 公募第132回	100,000,000	102,005,000	
共同発行市場地方債 公募第136回	200,000,000	204,140,000	
共同発行市場地方債 公募第137回	500,000,000	509,825,000	
共同発行市場地方債 公募第139回	155,000,000	158,065,900	
共同発行市場地方債 公募第143回	540,000,000	549,622,800	
共同発行市場地方債 公募第145回	1,000,000,000	1,016,840,000	
共同発行市場地方債 公募第154回	300,000,000	306,036,000	
共同発行市場地方債 公募第156回	200,000,000	200,604,000	
共同発行市場地方債 公募第157回	300,000,000	300,615,000	
共同発行市場地方債 公募第161回	300,000,000	300,222,000	
共同発行市場地方債 公募第172回	600,000,000	606,114,000	
共同発行市場地方債 公募第184回	100,000,000	100,658,000	
共同発行市場地方債 公募第186回	400,000,000	404,620,000	
共同発行市場地方債 公募第188回	300,000,000	303,762,000	
共同発行市場地方債 公募第190回	610,000,000	612,629,100	
共同発行市場地方債 公募第191回	100,000,000	100,238,000	
共同発行市場地方債 公募第200回	100,000,000	99,444,000	
共同発行市場地方債 公募第213回	300,000,000	298,683,000	
堺市 公募平成22年度第1回	100,000,000	117,149,000	
堺市 公募平成26年度第1回	100,000,000	122,099,000	

島根県 公募（３０年）平成２９年度第１回	100,000,000	105,100,000	
佐賀県 公募平成２８年度第１回	100,000,000	100,176,000	
福島県 公募平成２６年度第１回	200,000,000	203,682,000	
滋賀県 公募平成２５年度第１回	100,000,000	101,765,000	
滋賀県 公募平成２６年度第１回	142,000,000	144,614,220	
栃木県 公募平成２４年度第１回	100,000,000	101,354,000	
栃木県 公募平成２５年度第１回	100,000,000	101,765,000	
熊本市 公募平成２９年度第１回	100,000,000	100,811,000	
新潟市 公募平成２５年度第１回	233,200,000	237,887,320	
新潟市 公募平成２９年度第１回	100,000,000	100,921,000	
浜松市 公募平成２６年度第１回	100,000,000	101,285,000	
大阪市 公募平成２５年度第６回	100,000,000	101,873,000	
大阪市 公募平成２６年度第５回	100,000,000	102,110,000	
大阪市 公募（１５年）第１回	100,000,000	109,176,000	
大阪市 公募（２０年）第１回	300,000,000	344,688,000	
大阪市 公募（２０年）第５回	100,000,000	117,852,000	
大阪市 公募（２０年）第６回	100,000,000	116,339,000	
大阪市 公募（２０年）第１７回	100,000,000	116,868,000	
大阪市 公募（２０年）第２６回	100,000,000	103,181,000	
名古屋市 公募第４８１回	100,000,000	101,316,000	
名古屋市 公募第４８８回	300,000,000	306,348,000	
名古屋市 公募第４８９回	100,000,000	101,738,000	
名古屋市 公募第５０１回	200,000,000	201,386,000	
名古屋市 公募第５０３回	100,000,000	100,947,000	
名古屋市 公募第５０４回	200,000,000	201,884,000	
名古屋市 公募第５１２回	300,000,000	299,736,000	
名古屋市 公募（１２年）第１回	200,000,000	208,900,000	
名古屋市 公募（１５年）第２回	100,000,000	106,657,000	
京都市 公募平成２９年度第１回	100,000,000	100,939,000	
京都市 公募平成２９年度第４回	101,280,000	102,413,323	
京都市 公募（２０年）第２回	100,000,000	109,652,000	
京都市 公募（２０年）第５回	200,000,000	226,656,000	
京都市 公募（２０年）第６回	100,000,000	115,096,000	
京都市 公募（２０年）第１３回	100,000,000	113,734,000	
京都市 公募（２０年）第１５回	200,000,000	202,286,000	

神戸市 公募平成26年度第17回	300,000,000	303,255,000	
神戸市 公募平成28年度第1回	200,000,000	200,408,000	
神戸市 公募平成30年度第2回	200,000,000	206,156,000	
横浜市 公募公債平成24年度2回	200,000,000	202,594,000	
横浜市 公募公債平成25年度1回	200,000,000	202,906,000	
横浜市 公募公債平成25年度5回	200,000,000	203,514,000	
横浜市 公募公債平成26年度5回	200,000,000	203,534,000	
横浜市 公募平成28年度第5回	300,000,000	303,093,000	
横浜市 公募平成29年度第3回	100,000,000	100,997,000	
横浜市 公募（30年）第2回	200,000,000	258,920,000	
横浜市 公募（20年）第18回	100,000,000	117,179,000	
横浜市 公募（20年）第26回	100,000,000	117,644,000	
横浜市 公募（20年）第30回	100,000,000	113,938,000	
札幌市 公募（15年）平成23年度第9回	200,000,000	217,062,000	
札幌市 公募（20年）平成24年度第1回	100,000,000	117,067,000	
札幌市 公募（20年）平成24年度第11回	100,000,000	117,904,000	
札幌市 公募平成26年度第4回	100,000,000	101,775,000	
札幌市 公募平成26年度第9回	200,000,000	203,260,000	
川崎市 公募第85回	100,000,000	101,273,000	
川崎市 公募（20年）第17回	100,000,000	114,966,000	
川崎市 公募（20年）第19回	100,000,000	113,750,000	
川崎市 公募（30年）第11回	100,000,000	102,331,000	
北九州市 公募（10年）令和2年度第2回	200,000,000	198,932,000	
北九州市 公募（20年）第3回	200,000,000	229,442,000	
北九州市 公募（20年）第14回	100,000,000	116,776,000	
福岡市 公募（20年）平成21年度第3回	200,000,000	234,184,000	
福岡市 公募（20年）平成23年度第4回	100,000,000	117,372,000	
福岡市 公募平成26年度第2回	100,000,000	115,295,000	
福岡市 公募平成26年度第5回	100,000,000	101,963,000	
福岡市 公募平成26年度第8回	160,000,000	163,051,200	
広島市 公募平成26年度第2回	100,000,000	101,730,000	
広島市 公募平成27年度第2回	500,000,000	511,270,000	

	小計	広島市 公募（１０年）平成３０年度第６回	241,000,000	241,686,850	
		千葉市 公募平成２４年度第１回	100,000,000	101,179,000	
		千葉市 公募平成２６年度第２回	200,000,000	203,770,000	
		三重県 公募平成２４年度第１回	140,660,000	142,478,733	
		三重県 公募平成２８年度第１回	155,000,000	155,996,650	
		福井県 公募平成２４年度第４回	100,000,000	100,975,000	
		福井県 公募平成２７年度第４回	200,000,000	200,462,000	
		山梨県 公募平成２４年度第１回	200,000,000	202,596,000	
		岡山県 公募平成２８年度第２回	168,900,000	170,379,564	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第９６回	100,000,000	115,692,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第１０２回	300,000,000	351,726,000	
		福岡北九州高速道路債券 第１１７回	100,000,000	115,083,000	
		福岡北九州高速道路債券 第１３６回	100,000,000	104,687,000	
		銘柄数：２８７	49,110,820,000	51,412,915,019	
		組入時価比率：７.０％		7.1%	
	合計			51,412,915,019	
特殊債券	日本円	フランス預金供託公庫 第４回円貨債券（２０１４）	100,000,000	101,908,000	
		新関西国際空港債券 政府保証第１回	151,000,000	152,840,690	
		新関西国際空港債券 政府保証第２回	191,000,000	194,938,420	
		新関西国際空港債券 政府保証第５回	117,000,000	117,671,580	
		新関西国際空港社債 財投機関債第６回	300,000,000	328,992,000	
		新関西国際空港社債 財投機関債第９回	100,000,000	108,275,000	
		新関西国際空港社債 財投機関債第１２回	100,000,000	107,319,000	
		新関西国際空港社債 財投機関債第２２回	200,000,000	200,082,000	
		原子力損害賠償・廃炉等支援機構債券 政府保証第１６回	300,000,000	300,090,000	
		日本政策投資銀行債券 政府保証第２２回	100,000,000	105,061,000	

日本政策投資銀行社債 財投機関債 第3 1 回	300,000,000	303,600,000	
日本政策投資銀行社債 財投機関債 第4 7 回	100,000,000	107,162,000	
日本政策投資銀行社債 財投機関債 第7 8 回	200,000,000	201,884,000	
日本政策投資銀行社債 財投機関債 第8 2 回	100,000,000	101,202,000	
日本政策投資銀行社債 財投機関債 第8 6 回	300,000,000	302,877,000	
日本政策投資銀行社債 財投機関債 第9 6 回	200,000,000	200,944,000	
日本政策投資銀行社債 政府保証第 1 6 回	102,000,000	103,321,920	
日本政策投資銀行社債 政府保証第 1 9 回	159,000,000	161,183,070	
日本政策投資銀行社債 政府保証第 3 8 回	1,500,000,000	1,500,855,000	
日本政策投資銀行社債 政府保証第 4 2 回	300,000,000	301,944,000	
日本政策投資銀行社債 政府保証第 5 5 回	300,000,000	300,243,000	
道路債券 財投機関債第1 7 回	300,000,000	308,451,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第4 回	100,000,000	130,982,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第8 回	200,000,000	224,220,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第1 7 回	100,000,000	112,664,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第2 3 回	300,000,000	343,914,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第3 3 回	200,000,000	304,586,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第3 9 回	200,000,000	233,408,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第4 7 回	100,000,000	118,163,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第8 9 回	100,000,000	115,914,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第1 0 0 回	200,000,000	202,812,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第1 0 2 回	100,000,000	101,348,000	

日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第103回	350,000,000	407,015,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第105回	100,000,000	118,249,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第107回	100,000,000	102,133,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第116回	400,000,000	407,304,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第122回	100,000,000	102,095,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第123回	100,000,000	102,052,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第130回	200,000,000	203,626,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第134回	200,000,000	203,422,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第136回	200,000,000	204,068,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第145回	300,000,000	351,498,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第149回	100,000,000	119,003,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第157回	100,000,000	106,034,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第164回	100,000,000	110,388,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第173回	100,000,000	92,381,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第188回	100,000,000	102,135,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第260回	200,000,000	194,746,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第92回	200,000,000	234,068,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第97回	200,000,000	234,584,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第99回	200,000,000	236,602,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第106回	200,000,000	235,678,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第114回	200,000,000	232,712,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	129,326,000	

券 政府保証債第 1 2 3 回			
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 6 3 回	1,000,000,000	1,011,400,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 6 5 回	100,000,000	124,953,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 6 8 回	100,000,000	101,202,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 6 9 回	100,000,000	115,733,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 7 0 回	218,000,000	220,666,140	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 7 1 回	100,000,000	115,024,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 7 2 回	300,000,000	380,055,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 7 3 回	200,000,000	202,640,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 7 5 回	200,000,000	202,696,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 8 0 回	200,000,000	202,758,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 8 2 回	900,000,000	914,805,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 8 3 回	100,000,000	117,213,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 8 9 回	196,000,000	198,318,680	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 9 0 回	400,000,000	405,504,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 9 3 回	1,000,000,000	1,020,690,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 9 7 回	272,000,000	277,722,880	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 0 7 回	300,000,000	305,937,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 1 1 回	137,000,000	139,742,740	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 1 3 回	145,000,000	147,894,200	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 1 6 回	100,000,000	115,337,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 1 7 回	100,000,000	123,236,000	

日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第219回	100,000,000	115,374,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第220回	300,000,000	306,513,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第224回	100,000,000	123,331,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第225回	190,000,000	193,756,300	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第229回	630,000,000	642,663,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第234回	100,000,000	101,817,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第239回	500,000,000	556,640,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第241回	200,000,000	203,744,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第261回	401,000,000	408,522,760	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第271回	151,000,000	150,960,740	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第297回	100,000,000	100,240,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第306回	403,000,000	405,313,220	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第315回	100,000,000	100,473,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第321回	600,000,000	603,906,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第324回	100,000,000	100,203,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第335回	100,000,000	103,290,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第339回	500,000,000	504,485,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第342回	131,000,000	131,783,380	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第351回	100,000,000	100,545,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第354回	200,000,000	200,804,000	
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第357回	100,000,000	100,954,000	
日本高速道路保有・債務返済機構承	130,000,000	134,570,800	

継 財投機関債第 1 3 回			
日本高速道路保有・債務返済機構承 継 財投機関債第 2 8 回	400,000,000	524,880,000	
日本高速道路保有・債務返済機構承 継 財投機関債第 3 3 回	100,000,000	133,070,000	
日本高速道路保有・債務返済機構承 継 財投機関債第 3 8 回	1,000,000,000	1,079,750,000	
公営企業債券 3 0 年第 4 回財投機 関債	100,000,000	133,161,000	
地方公営企業等金融機構債券（2 0 年） 第 1 回	100,000,000	114,947,000	
地方公共団体金融機構債券 2 0 年 第 4 回	100,000,000	116,907,000	
地方公共団体金融機構債券 F 1 6 回	100,000,000	111,575,000	
地方公共団体金融機構債券 2 0 年 第 6 回	300,000,000	355,377,000	
地方公共団体金融機構債券 F 2 4 回	100,000,000	103,406,000	
地方公共団体金融機構債券（2 0 年） 第 1 0 回	300,000,000	343,383,000	
地方公共団体金融機構債券 F 1 0 4 回	100,000,000	105,240,000	
地方公共団体金融機構債券 F 1 0 6 回	100,000,000	103,814,000	
地方公共団体金融機構債券 F 1 2 2 回	100,000,000	108,392,000	
地方公共団体金融機構債券 F 1 2 4 回	100,000,000	108,378,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 3 7 回	604,000,000	611,097,000	
地方公共団体金融機構債券 第 3 7 回	400,000,000	404,428,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 3 8 回	194,000,000	196,267,860	
地方公共団体金融機構債券 F 1 3 2 回	500,000,000	523,935,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 3 9 回	100,000,000	101,187,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 4 0 回	101,000,000	102,299,870	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 4 1 回	102,000,000	103,344,360	

地方公共団体金融機構債券 第4 1回	600,000,000	607,908,000	
地方公共団体金融機構債券 F 1 4 2回	100,000,000	103,773,000	
地方公共団体金融機構債券 F 1 4 5回	200,000,000	208,510,000	
地方公共団体金融機構債券 F 1 4 7回	100,000,000	107,398,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第4 2回	108,000,000	109,516,320	
地方公共団体金融機構債券 第4 2回	100,000,000	101,392,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第4 3回	202,000,000	204,733,060	
政保 地方公共団体金融機構債券 第4 4回	145,000,000	147,346,100	
地方公共団体金融機構債券 第4 4回	100,000,000	101,503,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第4 5回	223,000,000	226,679,500	
地方公共団体金融機構債券 F 1 6 0回	100,000,000	106,743,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第4 8回	500,000,000	506,750,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第4 9回	13,000,000	13,264,550	
地方公共団体金融機構債券（2 0年） 第2 9回	100,000,000	116,931,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第5 0回	100,000,000	102,172,000	
地方公共団体金融機構債券 第5 1回	600,000,000	612,456,000	
地方公共団体金融機構債券 第5 2回	300,000,000	306,162,000	
地方公共団体金融機構債券（1 5年） 第2回	200,000,000	215,850,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第5 6回	591,000,000	603,871,980	
政保 地方公共団体金融機構債券 第5 9回	116,000,000	118,433,680	
地方公共団体金融機構債券（2 0年） 第3 8回	100,000,000	114,704,000	
地方公共団体金融機構債券 F 2 4	300,000,000	323,547,000	

0 回			
政保 地方公共団体金融機構債券 第 6 4 回	100,000,000	101,956,000	
地方公共団体金融機構債券 第 6 4 回	100,000,000	102,043,000	
地方公共団体金融機構債券（20 年） 第 3 9 回	100,000,000	113,925,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 6 5 回	400,000,000	407,952,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 6 9 回	320,000,000	325,366,400	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 7 2 回	189,000,000	193,135,320	
地方公共団体金融機構債券 第 7 4 回	300,000,000	306,810,000	
地方公共団体金融機構債券 第 7 7 回	100,000,000	102,272,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 7 8 回	509,000,000	518,492,850	
地方公共団体金融機構債券 第 7 9 回	400,000,000	409,312,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 （8 年） 第 5 回	500,000,000	502,660,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 8 3 回	116,000,000	115,969,840	
地方公共団体金融機構債券 第 9 5 回	200,000,000	201,714,000	
地方公共団体金融機構債券 第 1 0 1 回	400,000,000	404,124,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 0 8 回	157,000,000	157,901,180	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 1 0 回	100,000,000	100,438,000	
政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 1 3 回	110,000,000	111,108,800	
公営企業債券（20 年） 第 2 回財 投機関債	100,000,000	102,602,000	
公営企業債券（20 年） 第 5 回財 投機関債	200,000,000	210,718,000	
公営企業債券（20 年） 第 1 9 回 財投機関債	100,000,000	113,353,000	
公営企業債券（20 年） 第 2 0 回 財投機関債	100,000,000	113,192,000	

公営企業債券（２０年） 第２４回 財投機関債	100,000,000	115,503,000	
公営企業債券（２０年） 第２５回 財投機関債	100,000,000	117,310,000	
都市再生債券 財投機関債第９６回	200,000,000	204,180,000	
都市再生債券 財投機関債第９７回	100,000,000	107,078,000	
都市再生債券 財投機関債第１０１ 回	100,000,000	106,421,000	
都市再生債券 財投機関債第１０９ 回	100,000,000	106,590,000	
都市再生債券 財投機関債第１１３ 回	300,000,000	318,090,000	
都市再生債券 財投機関債第１２１ 回	200,000,000	204,980,000	
都市再生債券 財投機関債第１２７ 回	100,000,000	100,110,000	
本州四国連絡橋債券 財投機関債第 ７回	100,000,000	109,511,000	
民間都市開発推進機構 政府保証第 １６回	360,000,000	366,706,800	
東京交通債券 第３４２回	200,000,000	206,168,000	
東京交通債券 第３４７回	157,000,000	166,459,250	
関西国際空港債券 政府保証第５４ 回	300,000,000	350,955,000	
福祉医療機構債券 第３１回財投機 関債	100,000,000	101,196,000	
中部国際空港債券 政府保証第１８ 回	368,000,000	373,104,160	
中部国際空港債券 政府保証第２２ 回	300,000,000	300,105,000	
預金保険機構債券 政府保証第２３ ０回	300,000,000	301,137,000	
預金保険機構債券 政府保証第２３ １回	300,000,000	301,191,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第３回	400,000,000	452,616,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第６回	200,000,000	229,746,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第１８回	100,000,000	105,463,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第４２回	100,000,000	107,745,000	

住宅金融支援機構債券 財投機関債 第49回	100,000,000	117,543,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第59回	100,000,000	116,497,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第75回	100,000,000	118,546,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第77回	300,000,000	326,907,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第78回	100,000,000	118,580,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第85回	200,000,000	233,410,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第90回	200,000,000	217,644,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第120回	100,000,000	117,688,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第123回	100,000,000	117,134,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第128回	100,000,000	132,170,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第132回	200,000,000	213,686,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第137回	100,000,000	108,592,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第143回	100,000,000	107,923,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第177回	250,000,000	255,610,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第198回	300,000,000	301,572,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第223回	100,000,000	101,210,000	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第244回	130,000,000	131,327,300	
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第301回	300,000,000	300,357,000	
成田国際空港 第13回一般担保付	200,000,000	203,070,000	
成田国際空港 第17回	400,000,000	407,108,000	
沖縄振興開発金融公庫債券 財投機 関債第6回	200,000,000	217,324,000	
商工債券 利付第806回い号	300,000,000	300,291,000	
商工債券 利付第811回い号	300,000,000	300,789,000	

商工債券 利付第 8 1 5 回い号	100,000,000	100,310,000	
商工債券 利付第 8 1 8 回い号	100,000,000	100,335,000	
商工債券 利付第 8 1 9 回い号	300,000,000	301,113,000	
商工債券 利付第 8 2 9 回い号	200,000,000	200,534,000	
商工債券 利付第 8 3 1 回い号	200,000,000	200,214,000	
商工債券 利付第 8 3 3 回い号	100,000,000	99,948,000	
しんきん中金債券 利付第 3 3 5 回	200,000,000	200,252,000	
商工債券 利付（3年）第 2 3 1 回	200,000,000	200,114,000	
商工債券 利付（3年）第 2 3 6 回	500,000,000	499,920,000	
商工債券 利付（10年）第 1 5 回	200,000,000	203,718,000	
国際協力機構債券 第 6 回財投機関債	200,000,000	236,302,000	
東日本高速道路 第 6 1 回	200,000,000	199,134,000	
中日本高速道路 第 6 3 回	100,000,000	102,535,000	
中日本高速道路 第 7 9 回	300,000,000	300,216,000	
西日本高速道路 第 2 0 回	200,000,000	203,736,000	
西日本高速道路 第 2 2 回	400,000,000	408,740,000	
西日本高速道路 第 2 3 回	100,000,000	101,918,000	
西日本高速道路 第 3 0 回	300,000,000	301,713,000	
西日本高速道路 第 5 0 回	200,000,000	200,138,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第 5 7 回	300,000,000	305,712,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第 6 2 回	100,000,000	101,981,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第 6 8 回	200,000,000	203,944,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第 6 9 回	100,000,000	114,135,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第 7 1 回	500,000,000	509,615,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第 9 0 回	300,000,000	298,914,000	
貸付債権担保第 1 2 回住宅金融公庫債券	28,797,000	28,830,980	
貸付債権担保第 1 9 回住宅金融公庫債券	54,005,000	54,687,083	
貸付債権担保第 5 回 S 種住宅金融公庫債券	32,400,000	32,719,140	
貸付債権担保第 4 2 回住宅金融公庫	36,042,000	37,114,970	

債券			
貸付債権担保第7回S種住宅金融公庫債券	11,249,000	11,453,956	
貸付債権担保第39回住宅金融公庫債券	24,394,000	24,986,286	
貸付債権担保第40回住宅金融公庫債券	28,224,000	29,421,262	
貸付債権担保第15回住宅金融公庫債券	31,149,000	31,365,485	
貸付債権担保第32回住宅金融公庫債券	50,432,000	51,729,111	
貸付債権担保第20回住宅金融公庫債券	54,200,000	55,037,932	
貸付債権担保第44回住宅金融公庫債券	48,532,000	49,883,130	
貸付債権担保第8回住宅金融支援機構債券	78,552,000	80,920,342	
貸付債権担保第7回住宅金融支援機構債券	13,501,000	14,016,063	
貸付債権担保第25回住宅金融支援機構債券	20,889,000	22,401,154	
貸付債権担保第28回住宅金融支援機構債券	67,302,000	71,665,861	
貸付債権担保S種第16回住宅金融支援機構債券	12,119,000	12,255,459	
貸付債権担保第42回住宅金融支援機構債券	65,880,000	69,362,416	
貸付債権担保S種第17回住宅金融支援機構債券	24,358,000	24,653,218	
貸付債権担保第45回住宅金融支援機構債券	81,672,000	86,579,670	
貸付債権担保第52回住宅金融支援機構債券	65,270,000	68,904,233	
貸付債権担保第24回住宅金融支援機構債券	37,068,000	39,551,926	
貸付債権担保第48回住宅金融支援機構債券	81,081,000	86,055,319	
貸付債権担保第40回住宅金融支援機構債券	82,446,000	86,237,691	
貸付債権担保第62回住宅金融支援機構債券	126,039,000	131,981,738	
貸付債権担保第60回住宅金融支援機構債券	122,076,000	128,586,313	

貸付債権担保第 6 1 回住宅金融支援 機構債券	78,842,000	82,736,006	
貸付債権担保第 5 1 回住宅金融支援 機構債券	29,958,000	31,679,087	
貸付債権担保第 4 3 回住宅金融支援 機構債券	65,416,000	69,364,509	
貸付債権担保第 7 9 回住宅金融支援 機構債券	40,667,000	42,330,686	
貸付債権担保第 8 1 回住宅金融支援 機構債券	88,694,000	92,418,261	
貸付債権担保第 7 2 回住宅金融支援 機構債券	39,612,000	41,230,942	
貸付債権担保第 2 2 回住宅金融公庫 債券	22,524,000	22,865,463	
貸付債権担保第 7 0 回住宅金融支援 機構債券	118,914,000	124,675,383	
貸付債権担保第 3 3 回住宅金融支援 機構債券	25,315,000	27,007,307	
貸付債権担保第 3 4 回住宅金融支援 機構債券	27,509,000	29,374,385	
貸付債権担保第 3 5 回住宅金融支援 機構債券	25,606,000	27,239,150	
貸付債権担保第 4 6 回住宅金融支援 機構債券	28,586,000	30,388,061	
貸付債権担保第 5 5 回住宅金融支援 機構債券	80,040,000	84,562,260	
貸付債権担保第 5 6 回住宅金融支援 機構債券	113,403,000	119,614,082	
貸付債権担保第 5 7 回住宅金融支援 機構債券	37,903,000	40,009,648	
貸付債権担保第 7 6 回住宅金融支援 機構債券	77,356,000	80,943,771	
貸付債権担保 S 種第 3 回住宅金融公 庫債券	10,385,000	10,470,260	
貸付債権担保 S 種第 1 4 回住宅金融 支援機構債券	48,380,000	48,445,313	
貸付債権担保 S 種第 1 5 回住宅金融 支援機構債券	19,752,000	19,778,862	
貸付債権担保第 2 3 回住宅金融支援 機構債券	73,164,000	77,645,295	
貸付債権担保第 3 2 回住宅金融支援 機構債券	73,737,000	78,374,319	
貸付債権担保第 3 9 回住宅金融支援	136,265,000	143,228,141	

機構債券			
貸付債権担保第 5 8 回住宅金融支援 機構債券	81,382,000	85,936,136	
貸付債権担保第 6 4 回住宅金融支援 機構債券	132,996,000	139,101,846	
貸付債権担保第 7 1 回住宅金融支援 機構債券	116,118,000	120,799,877	
貸付債権担保第 7 3 回住宅金融支援 機構債券	90,370,000	95,198,469	
貸付債権担保第 7 5 回住宅金融支援 機構債券	76,518,000	80,255,904	
貸付債権担保第 8 3 回住宅金融支援 機構債券	186,532,000	194,153,697	
貸付債権担保第 8 4 回住宅金融支援 機構債券	322,959,000	335,702,962	
貸付債権担保第 8 8 回住宅金融支援 機構債券	49,074,000	50,833,302	
貸付債権担保第 8 9 回住宅金融支援 機構債券	51,047,000	52,938,801	
貸付債権担保第 9 0 回住宅金融支援 機構債券	52,380,000	54,102,778	
貸付債権担保第 9 2 回住宅金融支援 機構債券	110,008,000	112,879,208	
貸付債権担保第 9 3 回住宅金融支援 機構債券	115,538,000	117,662,743	
貸付債権担保第 9 4 回住宅金融支援 機構債券	61,167,000	62,966,533	
貸付債権担保第 9 6 回住宅金融支援 機構債券	64,874,000	66,580,834	
貸付債権担保第 9 7 回住宅金融支援 機構債券	193,065,000	199,134,963	
貸付債権担保第 9 8 回住宅金融支援 機構債券	199,131,000	206,202,141	
貸付債権担保第 9 9 回住宅金融支援 機構債券	133,688,000	138,284,193	
貸付債権担保第 1 0 0 回住宅金融支 援機構債券	65,218,000	67,342,802	
貸付債権担保第 1 0 1 回住宅金融支 援機構債券	65,877,000	68,207,728	
貸付債権担保第 1 1 5 回住宅金融支 援機構債券	244,176,000	245,601,987	
貸付債権担保第 1 1 6 回住宅金融支 援機構債券	163,864,000	165,650,117	

貸付債権担保第1 1 7回住宅金融支援機構債券	164,812,000	166,361,232	
貸付債権担保第1 1 8回住宅金融支援機構債券	82,528,000	83,362,358	
貸付債権担保第1 1 9回住宅金融支援機構債券	164,834,000	166,386,736	
貸付債権担保第1 2 0回住宅金融支援機構債券	83,101,000	83,560,548	
貸付債権担保第1 2 1回住宅金融支援機構債券	83,472,000	84,087,188	
貸付債権担保第1 2 3回住宅金融支援機構債券	84,822,000	85,598,121	
貸付債権担保第1 2 5回住宅金融支援機構債券	339,520,000	341,665,766	
貸付債権担保第1 2 6回住宅金融支援機構債券	256,239,000	257,994,237	
貸付債権担保第1 2 8回住宅金融支援機構債券	171,090,000	172,145,625	
貸付債権担保第1 2 9回住宅金融支援機構債券	173,808,000	175,311,439	
貸付債権担保第1 3 4回住宅金融支援機構債券	177,664,000	178,292,930	
貸付債権担保第1 3 5回住宅金融支援機構債券	88,752,000	89,059,081	
貸付債権担保第1 3 6回住宅金融支援機構債券	89,503,000	90,185,012	
貸付債権担保第1 4 0回住宅金融支援機構債券	90,156,000	90,435,483	
貸付債権担保第1 4 2回住宅金融支援機構債券	274,947,000	274,498,836	
貸付債権担保第1 4 4回住宅金融支援機構債券	276,129,000	275,797,645	
貸付債権担保第1 5 0回住宅金融支援機構債券	473,305,000	467,814,662	
貸付債権担保第1 5 2回住宅金融支援機構債券	191,444,000	191,124,288	
貸付債権担保第1 5 4回住宅金融支援機構債券	193,134,000	192,290,004	
貸付債権担保第1 6 4回住宅金融支援機構債券	299,616,000	298,908,906	
貸付債権担保第1 6 5回住宅金融支援機構債券	200,000,000	200,118,000	
貸付債権担保第1 6 6回住宅金融支援機構債券	300,000,000	301,449,000	

	小計	援機構債券			
		銘柄数：322	60,713,563,000	63,514,220,747	
		組入時価比率：8.7%		8.8%	
	合計			63,514,220,747	
社債券	日本円	フランス相互信用連合銀行（B F C M） 第29回円貨社債	200,000,000	199,132,000	
		フランス相互信用連合銀行（B F C M） 第31回円貨社債	100,000,000	98,949,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第14回円貨社債	100,000,000	100,246,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー 第6回円貨社債（2014）	100,000,000	102,220,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー 第15回円貨社債（2018）	100,000,000	99,767,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー 第16回円貨社債（2018）	100,000,000	99,509,000	
		スタンダード・チャータード 第3回円貨社債（2015）	100,000,000	100,657,000	
		エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー 第2回円	100,000,000	100,796,000	
		エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー 第3回円	100,000,000	100,767,000	
		ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー 第6回円貨社債	100,000,000	100,430,000	
		ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー 第7回円貨社債	100,000,000	99,533,000	
		サントナデール銀行 第1回円貨社債	100,000,000	100,017,000	
		フランス電力 第4回円貨社債（2017）	100,000,000	102,398,000	
		現代キャピタル・サービス・インク 第15回円貨社債	200,000,000	196,028,000	
		ビー・エヌ・ビー・パリバ 第1回円貨社債（2017）	100,000,000	100,892,000	
		ウエストバック・バンキング・コーポレーション 第12回円貨社	200,000,000	199,920,000	
		オーストラリア・ニュージーランド銀行 第10回円貨社債	200,000,000	200,366,000	
		ソシエテ・ジェネラル 第1回非上位円貨社債（2017）	100,000,000	99,906,000	
		長谷工コーポレーション 第14回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,440,000	

長谷工コーポレーション 第15回 社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,939,000	
大和ハウス工業 第9回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	98,439,000	
日揮ホールディングス 第6回特定 社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,768,000	
味の素 第24回特定社債間限定同 順位特約付	100,000,000	100,257,000	
日本たばこ産業 第13回	100,000,000	100,107,000	
三越伊勢丹ホールディングス 第6 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,801,000	
トヨタ紡織 第2回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	101,280,000	
森ヒルズリート投資法人 第17回 特定投資法人債間限定同順位特	200,000,000	197,052,000	
森ビル 第23回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	98,253,000	
セブン&アイ・ホールディングス 第13回社債間限定同順位特約	100,000,000	100,050,000	
セブン&アイ・ホールディングス 第15回社債間限定同順位特約	200,000,000	200,574,000	
東レ 第30回社債間限定同順位特 約付	100,000,000	100,066,000	
東レ 第33回社債間限定同順位特 約付	100,000,000	99,610,000	
日本土地建物 第4回社債間限定同 順位特約付	200,000,000	198,250,000	
王子ホールディングス 第34回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	100,459,000	
住友化学 第56回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	99,859,000	
三井化学 第48回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	99,671,000	
三菱ケミカルホールディングス 第 29回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,312,000	
三菱ケミカルホールディングス 第 37回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,924,000	
電通 第3回社債間限定同順位特約 付	100,000,000	100,092,000	
ツムラ 第1回社債間限定同順位特 約付	100,000,000	100,032,000	
オリエンタルランド 第16回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	100,089,000	

ヤフー 第6回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,236,000	
ヤフー 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,728,000	
楽天 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,117,000	
ブリヂストン 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,954,000	
新日鐵住金 第9回社債間限定同順位特約付	300,000,000	297,438,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス 第28回社債間限定同順位	100,000,000	99,012,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス 第34回社債間限定同順位	100,000,000	100,039,000	
住友電気工業 第26回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,206,000	
LIXILグループ 第11回社債間限定同順位特約付	300,000,000	299,649,000	
荏原製作所 第10回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,885,000	
日立製作所 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	215,440,000	
日本電気 第48回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,635,000	
パナソニック 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	202,146,000	
パナソニック 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,980,000	
パナソニック 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,860,000	
ソニー 第32回	100,000,000	100,305,000	
東海理化電機製作所 第1回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,347,000	
三菱重工業 第35回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,723,000	
J A三井リース 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,301,000	
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス 第2回社債間限定	100,000,000	100,193,000	
トヨタ自動車 第14回社債間限定同等特約付	100,000,000	101,799,000	
楽天カード 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,258,000	

ドンキホーテホールディングス 第1 2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,481,000	
ニコン 第2 2 回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,790,000	
豊田通商 第1 8 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,857,000	
豊田通商 第1 9 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	207,552,000	
三井物産 第7 1 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	107,277,000	
住友商事 第4 9 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	106,932,000	
住友商事 第5 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,079,000	
丸井グループ 第2 8 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,978,000	
クレディセゾン 第5 0 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,400,000	
クレディセゾン 第6 5 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,519,000	
イオン 第2 0 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,076,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ 第1 回劣後特約付	100,000,000	101,665,000	
りそなホールディングス 第2 0 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,105,000	
三井住友トラスト・ホールディングス 第2 回劣後特約付	200,000,000	203,572,000	
みずほコーポレート銀行 第8 回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	114,528,000	
東京三菱銀行 第5 7 回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,548,000	
三井住友フィナンシャルグループ 第1 回劣後特約付	300,000,000	304,161,000	
三井住友フィナンシャルグループ 第3 回劣後特約付	100,000,000	101,734,000	
三井住友フィナンシャルグループ 第4 回劣後特約付	100,000,000	105,704,000	
三井住友信託銀行 第1 回劣後特約付	300,000,000	305,454,000	
三井住友信託銀行 第1 8 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,250,000	
セブン銀行 第1 0 回社債間限定同	100,000,000	101,461,000	

順位特約付			
セブン銀行 第11回社債間限定同 順位特約付	100,000,000	101,541,000	
セブン銀行 第12回社債間限定同 順位特約付	300,000,000	304,023,000	
みずほフィナンシャルグループ 第 1回劣後特約付	200,000,000	203,182,000	
みずほ銀行 第7回劣後特約付	100,000,000	112,925,000	
芙蓉総合リース 第26回社債間限 定同順位特約付	200,000,000	199,356,000	
みずほリース 第3回社債間限定同 順位特約付	300,000,000	300,636,000	
みずほリース 第7回社債間限定同 順位特約付	200,000,000	199,842,000	
N T Tファイナンス 第2回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	100,469,000	
N T Tファイナンス 第15回日本 電信電話保証付	100,000,000	100,008,000	
トヨタファイナンス 第81回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	99,846,000	
リコーリース 第28回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	99,923,000	
アコム 第77回特定社債間限定同 順位特約付	100,000,000	99,964,000	
ジャックス 第19回社債間限定同 順位特約付	100,000,000	100,205,000	
日立キャピタル 第61回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	100,530,000	
日立キャピタル 第80回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	99,071,000	
三井住友ファイナンス&リース 第 27回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,982,000	
三菱U F Jリース 第52回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	100,640,000	
三菱U F Jリース 第56回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	101,166,000	
三菱U F Jリース 第76回社債間 限定同順位特約付	300,000,000	299,574,000	
大和証券グループ本社 第23回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	102,127,000	
三井不動産 第71回社債間限定同 順位特約付	200,000,000	196,924,000	
三菱地所 第120回担保提供制限	100,000,000	99,400,000	

等財務上特約無			
東京建物 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,073,000	
ダイビル 第19回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,961,000	
住友不動産 第95回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,320,000	
日本ビルファンド投資法人 第13回特定投資法人債間限定同順位	100,000,000	101,945,000	
野村不動産オフィスファンド投資法人 第7回特定投資法人債間限	100,000,000	114,877,000	
積水ハウス・S Iレジデンシャル投資法人 第5回特定投資法人債	100,000,000	101,501,000	
東武鉄道 第124回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,683,000	
相鉄ホールディングス 第32回相模鉄道株式会社保証付	200,000,000	202,766,000	
東京急行電鉄 第75回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,190,000	
東京急行電鉄 第82回社債間限定同順位特約付	100,000,000	109,489,000	
東京急行電鉄 第83回社債間限定同順位特約付	200,000,000	202,202,000	
小田急電鉄 第68回社債間限定同順位特約付	200,000,000	214,156,000	
小田急電鉄 第74回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,968,000	
東日本旅客鉄道 第57回社債間限定同順位特約付	200,000,000	233,348,000	
東日本旅客鉄道 第71回社債間限定同順位特約付	100,000,000	115,636,000	
東日本旅客鉄道 第106回社債間限定同順位特約付	100,000,000	106,698,000	
東日本旅客鉄道 第107回社債間限定同順位特約付	100,000,000	113,523,000	
東日本旅客鉄道 第133回社債間限定同順位特約付	100,000,000	108,364,000	
東日本旅客鉄道 第145回社債間限定同順位特約付	200,000,000	187,154,000	
西日本旅客鉄道 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	112,986,000	
西日本旅客鉄道 第15回社債間限定同順位特約付	300,000,000	342,090,000	

西日本旅客鉄道 第 6 5 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,182,000	
西日本旅客鉄道 第 6 6 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,500,000	
東海旅客鉄道 第 1 7 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	215,176,000	
東海旅客鉄道 第 5 1 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	235,398,000	
東海旅客鉄道 第 7 0 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	110,382,000	
東海旅客鉄道 第 7 3 回社債間限定同順位特約付	300,000,000	321,369,000	
東海旅客鉄道 第 7 4 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	119,059,000	
東京地下鉄 第 2 2 回	100,000,000	100,406,000	
東京地下鉄 第 2 3 回	100,000,000	101,518,000	
東京地下鉄 第 2 4 回	100,000,000	104,666,000	
西武ホールディングス 第 1 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,158,000	
西日本鉄道 第 4 5 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,587,000	
阪急阪神ホールディングス 第 4 7 回	200,000,000	214,860,000	
阪急阪神ホールディングス 第 4 9 回	100,000,000	102,864,000	
名古屋鉄道 第 5 0 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,565,000	
日本通運 第 1 1 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,533,000	
日本通運 第 1 2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,607,000	
日本郵船 第 3 2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,288,000	
横浜高速鉄道 第 2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,509,000	
九州旅客鉄道 第 2 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,200,000	
九州旅客鉄道 第 4 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,917,000	
A N A ホールディングス 第 3 2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	90,370,000	
澁澤倉庫 第 8 回社債間限定同順位	100,000,000	99,426,000	

特約付			
KDDI 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,825,000	
KDDI 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,988,000	
東京電力 第548回	100,000,000	111,107,000	
東京電力 第560回	100,000,000	110,129,000	
中部電力 第500回	200,000,000	205,198,000	
中部電力 第524回	100,000,000	101,261,000	
中部電力 第530回	200,000,000	200,240,000	
関西電力 第509回	100,000,000	101,534,000	
関西電力 第511回	100,000,000	101,101,000	
関西電力 第527回	200,000,000	201,176,000	
関西電力 第535回	200,000,000	200,332,000	
中国電力 第377回	100,000,000	102,634,000	
中国電力 第378回	100,000,000	102,489,000	
中国電力 第400回	100,000,000	100,880,000	
中国電力 第402回	100,000,000	100,583,000	
北陸電力 第301回	100,000,000	102,271,000	
北陸電力 第307回	100,000,000	104,680,000	
北陸電力 第308回	100,000,000	102,393,000	
北陸電力 第326回	100,000,000	101,391,000	
東北電力 第475回	100,000,000	102,535,000	
東北電力 第481回	200,000,000	205,892,000	
東北電力 第484回	100,000,000	102,557,000	
東北電力 第491回	100,000,000	101,323,000	
東北電力 第521回	100,000,000	101,304,000	
四国電力 第281回	200,000,000	205,372,000	
九州電力 第424回	100,000,000	103,161,000	
九州電力 第428回	105,000,000	108,004,050	
九州電力 第449回	200,000,000	202,726,000	
九州電力 第451回	100,000,000	101,505,000	
九州電力 第476回	100,000,000	101,167,000	
九州電力 第484回	200,000,000	201,282,000	
北海道電力 第321回	100,000,000	102,924,000	
北海道電力 第323回	100,000,000	108,842,000	
北海道電力 第338回	100,000,000	102,940,000	

	北海道電力 第345回	300,000,000	301,710,000	
	電源開発 第39回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,521,000	
	電源開発 第40回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,623,000	
	電源開発 第41回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,354,000	
	電源開発 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,114,000	
	電源開発 第59回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,939,000	
	東京電力パワーグリッド 第6回	100,000,000	101,993,000	
	東京電力パワーグリッド 第11回	300,000,000	304,443,000	
	東京電力パワーグリッド 第14回	100,000,000	100,739,000	
	東京電力パワーグリッド 第28回	100,000,000	102,513,000	
	東京電力パワーグリッド 第35回	100,000,000	103,833,000	
	東京電力パワーグリッド 第38回	200,000,000	202,360,000	
	東京電力パワーグリッド 第40回	400,000,000	419,996,000	
	東京瓦斯 第38回社債間限定同順位特約付	100,000,000	125,006,000	
	東京瓦斯 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,595,000	
	大阪瓦斯 第36回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,409,000	
	北海道瓦斯 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,343,000	
	北海道瓦斯 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,068,000	
	広島ガス 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,354,000	
	東京都競馬 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,885,000	
	ファーストリテイリング 第7回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,019,000	
	ソフトバンクグループ 第54回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,766,000	
小計	銘柄数：207	27,305,000,000	27,852,364,050	
	組入時価比率：3.8%		3.9%	
合計			27,852,364,050	
合計			722,157,661,916	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA－BPI総合連動型上場投信

2021年3月31日現在

I 資産総額	7,958,508,496円
II 負債総額	13,362,168円
III 純資産総額（I－II）	7,945,146,328円
IV 発行済口数	8,010,000口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	991.90円

（参考）国内債券NOMURA－BPI総合 マザーファンド

2021年3月31日現在

I 資産総額	741,443,380,268円
II 負債総額	5,613,526,512円
III 純資産総額（I－II）	735,829,853,756円
IV 発行済口数	555,429,500,070口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.3248円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先

口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2021年3月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

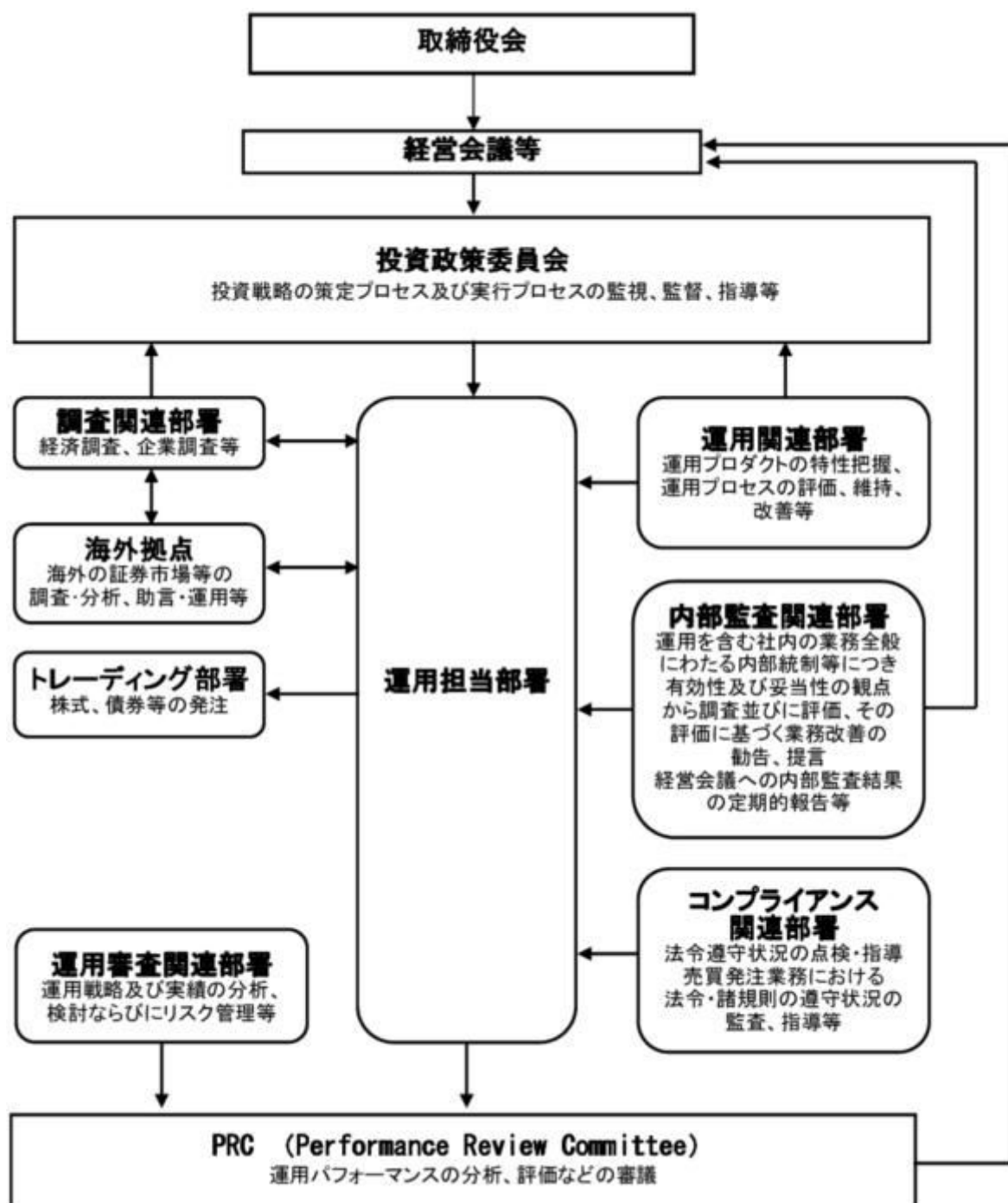
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2021年2月26日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	992	36,245,919
単位型株式投資信託	195	823,799
追加型公社債投資信託	14	6,414,778
単位型公社債投資信託	496	1,632,331
合計	1,697	45,116,827

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		1,562	2,626
金銭の信託		45,493	41,524
有価証券		19,900	24,399
前払費用		27	106
未収入金		500	522
未収委託者報酬		25,246	23,936
未収運用受託報酬		5,933	4,336
その他		269	71
貸倒引当金		△15	△14
流動資産計		98,917	97,509
固定資産			
有形固定資産		714	645

建物	※ 2	320		295	
器具備品	※ 2	393		349	
無形固定資産			6,438		5,894
ソフトウェア		6,437		5,893	
その他		0		0	
投資その他の資産			18,608		16,486
投資有価証券		1,562		1,437	
関係会社株式		12,631		10,171	
従業員長期貸付金		-		16	
長期差入保証金		235		329	
長期前払費用		22		19	
前払年金費用		2,001		1,545	
繰延税金資産		2,694		2,738	
その他		168		229	
貸倒引当金		-		△0	
投資損失引当金		△707		-	
固定資産計			25,761		23,026
資産合計			124,679		120,536

		前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			145		157
未払金			16,709		15,279
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		25		3	
未払手数料		7,724		6,948	
関係会社未払金		7,422		7,262	
その他未払金		1,535		1,063	
未払費用	※ 1		11,704		10,290
未払法人税等			1,560		1,564
前受収益			29		26
賞与引当金			3,792		3,985
その他			-		67
流動負債計			33,942		31,371
固定負債					
退職給付引当金			3,219		3,311
時効後支払損引当金			558		572
固定負債計			3,777		3,883
負債合計			37,720		35,254
(純資産の部)					
株主資本			86,924		85,270
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,014		54,360
利益準備金		685		685	

その他利益剰余金		55,329		53,675	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,723		29,069	
評価・換算差額等			33		10
その他有価証券評価差額金			33		10
純資産合計			86,958		85,281
負債・純資産合計			124,679		120,536

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			119,196		115,736
運用受託報酬			21,440		17,170
その他営業収益			355		340
営業収益計			140,992		133,247
営業費用					
支払手数料			42,675		39,435
広告宣伝費			1,210		1,006
公告費			0		-
調査費			30,082		26,833
調査費		5,998		5,696	
委託調査費		24,083		21,136	
委託計算費			1,311		1,342
営業雑経費			5,435		5,823
通信費		92		75	
印刷費		970		958	
協会費		86		92	
諸経費		4,286		4,696	
営業費用計			80,715		74,440
一般管理費					
給料			11,113		11,418
役員報酬		379		109	
給料・手当		7,067		7,173	
賞与		3,666		4,134	
交際費			107		86
旅費交通費			514		391
租税公課			1,048		1,029
不動産賃借料			1,223		1,227
退職給付費用			1,474		1,486
固定資産減価償却費			2,835		2,348
諸経費			10,115		10,067
一般管理費計			28,433		28,055
営業利益			31,843		30,751

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	6,538		4,936	
受取利息		0		0	
その他		424		309	
営業外収益計			6,964		5,246
営業外費用					
支払利息	※ 1	1		-	
金銭の信託運用損		489		230	
投資事業組合等評価損		-		146	
時効後支払損引当金繰入額		43		18	
為替差損		34		23	
その他		17		23	
営業外費用計			585		443
経常利益			38,222		35,555
特別利益					
投資有価証券等売却益		20		21	
関係会社清算益	※ 3	29		-	
株式報酬受入益		85		59	
特別利益計			135		81
特別損失					
投資有価証券等評価損		938		119	
関係会社株式評価損		161		1,591	
固定資産除却損	※ 2	310		67	
投資損失引当金繰入額		707		-	
特別損失計			2,118		1,778
税引前当期純利益			36,239		33,858
法人税、住民税及び事業税			10,196		9,896
法人税等調整額			370		△34
当期純利益			25,672		23,996

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		

当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当期変動額									
剰余金の配当							△24,826	△24,826	△24,826
当期純利益							25,672	25,672	25,672
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	846	846	846
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			△24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	21	21	21
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924
当期変動額									
剰余金の配当							△25,650	△25,650	△25,650
当期純利益							23,996	23,996	23,996
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）									

5. 消費税等の会計処理方法 6. 連結納税制度の適用	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
---	--

[未適用の会計基準等]

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号 2020年3月31日）」

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2019年3月31日)	当事業年度末 (2020年3月31日)
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,434百万円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,296百万円

※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額		※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額	
建物	736百万円	建物	761百万円
器具備品	3,106	器具備品	2,347
合計	3,842	合計	3,109

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,531百万円 支払利息 1	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,931百万円
※ 2. 固定資産除却損 器具備品 3百万円 ソフトウェア 307 合計 310	※ 2. 固定資産除却損 器具備品 7百万円 ソフトウェア 59 合計 67
※ 3. 関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう清算配当です。	

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 24,826百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,820円

基準日 2018年3月31日

効力発生日 2018年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 25,650百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	23,950百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,650円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月30日

◇ 金融商品関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,562	1,562	-
(2)金銭の信託	45,493	45,493	-
(3)未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4)未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5)有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6)未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-
(7)未払費用	11,704	11,704	-
(8)未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円（投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493	-	-	-
未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-

合計	98,136	-	-	-
----	--------	---	---	---

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,626	2,626	-
(2)金銭の信託	41,524	41,524	-
(3)未収委託者報酬	23,936	23,936	-
(4)未収運用受託報酬	4,336	4,336	-
(5)有価証券及び投資有価証券	24,399	24,399	-
その他有価証券	24,399	24,399	-
資産計	96,823	96,823	-
(6)未払金	15,279	15,279	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	3	3	-
未払手数料	6,948	6,948	-
関係会社未払金	7,262	7,262	-
その他未払金	1,063	1,063	-
(7)未払費用	10,290	10,290	-
(8)未払法人税等	1,564	1,564	-
負債計	27,134	27,134	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

 その他有価証券

譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,437百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当事業年度において、非上場株式について2,416百万円（投資有価証券117百万円、関係会社株式2,298百万円）減損処理を行っております。なお、関係会社株式に係る評価損は、過年度に計上しておりました関係会社株式に対する投資損失引当金の戻入益707百万円と相殺し、関係会社株式評価損1,591百万円を特別損失に計上しております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,626	-	-	-
金銭の信託	41,524	-	-	-
未収委託者報酬	23,936	-	-	-
未収運用受託報酬	4,336	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	24,399	-	-	-
合計	96,823	-	-	-

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	-	-	-

小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2020年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2020年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	4,400	4,400	-
コマーシャル・ペーパー	19,999	19,999	-
小計	24,399	24,399	-
合計	24,399	24,399	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	△737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
退職給付債務の期末残高	23,551

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	△241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	△579
年金資産の期末残高	17,469

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,181 百万円
年金資産	△17,469
	2,712
非積立型制度の退職給付債務	3,369
未積立退職給付債務	6,082
未認識数理計算上の差異	△5,084
未認識過去勤務費用	220
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
退職給付引当金	3,219
前払年金費用	△2,001
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	951 百万円
利息費用	179
期待運用収益	△434
数理計算上の差異の費用処理額	598
過去勤務費用の費用処理額	△38
確定給付制度に係る退職給付費用	1,255

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.4%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,551 百万円
勤務費用	1,034
利息費用	154
数理計算上の差異の発生額	△138
退職給付の支払額	△858
その他	17
退職給付債務の期末残高	23,761

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,469 百万円
期待運用収益	436
数理計算上の差異の発生額	△393
事業主からの拠出額	566
退職給付の支払額	△666
年金資産の期末残高	17,413

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,462 百万円
年金資産	△17,413
	3,048
非積立型制度の退職給付債務	3,299
未積立退職給付債務	6,347
未認識数理計算上の差異	△4,764
未認識過去勤務費用	185
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766
退職給付引当金	3,311
前払年金費用	△1,545
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	1,034 百万円
利息費用	154
期待運用収益	△436
数理計算上の差異の費用処理額	572
過去勤務費用の費用処理額	△35
確定給付制度に係る退職給付費用	1,289
(5) 年金資産に関する事項	
①年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	57%
株式	24%
生保一般勘定	12%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%
②長期期待運用収益率の設定方法	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。	
(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項	
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
確定給付型企業年金制度の割引率	0.6%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%
3. 確定拠出制度	
当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。	

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (2019年3月31日)		当事業年度末 (2020年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,175	賞与引当金	1,235
退職給付引当金	998	退職給付引当金	1,026
関係会社株式評価減	51	関係会社株式評価減	762
投資有価証券評価減	708	投資有価証券評価減	462
未払事業税	288	未払事業税	285
時効後支払損引当金	172	時効後支払損引当金	177
減価償却超過額	171	減価償却超過額	171
ゴルフ会員権評価減	192	ゴルフ会員権評価減	167
関係会社株式売却損	148	関係会社株式売却損	148
未払社会保険料	82	未払社会保険料	97
その他	633	その他	219
繰延税金資産小計	4,625	繰延税金資産小計	4,754
評価性引当額	△1,295	評価性引当額	△1,532
繰延税金資産合計	3,329	繰延税金資産合計	3,222
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	15	その他有価証券評価差額金	4
前払年金費用	620	前払年金費用	478
繰延税金負債合計	635	繰延税金負債合計	483
繰延税金資産の純額	2,694	繰延税金資産の純額	2,738

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 (調整)	法定実効税率 (調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	受取配当金等永久に益金に算入されない項目
タックスヘイブン税制	タックスヘイブン税制
外国税額控除	外国税額控除
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税
その他	その他
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率
31.0%	31.0%
0.1%	0.0%
△5.6%	△4.4%
2.6%	2.6%
△0.6%	△0.7%
0.3%	0.2%
1.3%	0.4%
29.1%	29.1%

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有)直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	1	未払費用	-

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	34,646	未払手数料	6,410

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

該当はありません。

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*1)	31,378	未払手数料	5,536
							コマーシャル・ペーパーの購入 (*2)	20,000	有価証券	19,999
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*2) コマーシャル・ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、

ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,882円89銭	1株当たり純資産額	16,557円31銭
1株当たり当期純利益	4,984円30銭	1株当たり当期純利益	4,658円88銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	25,672百万円	損益計算書上の当期純利益	23,996百万円
普通株式に係る当期純利益	25,672百万円	普通株式に係る当期純利益	23,996百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

中間財務諸表

◇ 中間貸借対照表

		2020年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		2,307
金銭の信託		40,828
有価証券		10,500
未収委託者報酬		24,249
未収運用受託報酬		4,560
その他		894
貸倒引当金		△14
流動資産計		83,326
固定資産		
有形固定資産	※ 1	2,998
無形固定資産		5,462
ソフトウェア		5,461
その他		0
投資その他の資産		15,942
投資有価証券		1,701
関係会社株式		10,171
前払年金費用		1,429
繰延税金資産		2,003
その他		636
固定資産計		24,403

資産合計		107,730
		2020年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払金		11,513
未払収益分配金		0
未払償還金		0
未払手数料		6,651
関係会社未払金		4,007
その他未払金	※ 2	853
未払費用		9,953
未払法人税等		1,444
賞与引当金		2,005
その他		147
流動負債計		25,063
固定負債		
退職給付引当金		3,350
時効後支払損引当金		579
資産除去債務		1,371
固定負債計		5,300
負債合計		30,364
(純資産の部)		
株主資本		77,365
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		46,455
利益準備金		685
その他利益剰余金		45,770
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		21,163
評価・換算差額等		0
その他有価証券評価差額金		0
純資産合計		77,366
負債・純資産合計		107,730

◇中間損益計算書

		自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		52,814
運用受託報酬		7,648
その他営業収益		178
営業収益計		60,641
営業費用		
支払手数料		16,811
調査費		11,994
その他営業費用		3,835

営業費用計		32,641
一般管理費	※ 1	13,883
営業利益		14,115
営業外収益	※ 2	6,145
営業外費用	※ 3	33
経常利益		20,227
特別利益	※ 4	2,228
特別損失	※ 5	445
税引前中間純利益		22,011
法人税、住民税及び事業税		5,226
法人税等調整額		739
中間純利益		16,045

◇中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270
当中間期変動額									
剰余金の配当							△23,950	△23,950	△23,950
中間純利益							16,045	16,045	16,045
株主資本以外の 項目の 当中間期変動額 (純額)									
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	—	△7,905	△7,905	△7,905
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	21,163	46,455	77,365

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	

当期首残高	10	10	85,281
当中間期変動額			
剰余金の配当			△23,950
中間純利益			16,045
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△10	△10	△10
当中間期変動額合計	△10	△10	△7,915
当中間期末残高	0	0	77,366

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。） 時価のないもの…移動平均法による原価法
2 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法によっております。
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

	(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
5 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
6 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

[注記事項]

◇中間貸借対照表関係

2020年9月30日現在	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	648百万円
※2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

◇中間損益計算書関係

自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	180百万円
無形固定資産	1,125百万円
※2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	4,540百万円
金銭信託運用益	1,360百万円
※3 営業外費用のうち主要なもの	
時効後支払損引当金繰入	10百万円
為替差損	9百万円
※4 特別利益の内訳	
投資有価証券等売却益	71百万円
株式報酬受入益	26百万円
移転補償金	2,130百万円
※5 特別損失の内訳	
投資有価証券等評価損	36百万円
固定資産除却損	2百万円
事務所移転費用	406百万円

◇中間株主資本等変動計算書関係

自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日				
1 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株
2 配当に関する事項				
配当金支払額				
2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。				
・普通株式の配当に関する事項				
(1) 配当金の総額			23,950百万円	
(2) 1株当たり配当額			4,650円	
(3) 基準日			2020年3月31日	
(4) 効力発生日			2020年6月30日	

◇金融商品関係

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,307	2,307	-
(2)金銭の信託	40,828	40,828	-
(3)未収委託者報酬	24,249	24,249	-
(4)未収運用受託報酬	4,560	4,560	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	10,500	10,500	-
資産計	82,445	82,445	-
(6)未払金	11,513	11,513	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	0	0	-
未払手数料	6,651	6,651	-
関係会社未払金	4,007	4,007	-
その他未払金	853	853	-
(7)未払費用	9,953	9,953	-
(8)未払法人税等	1,444	1,444	-
負債計	22,911	22,911	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（中間貸借対照表計上額：投資有価証券1,701百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（5）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当中間会計期間において、非上場株式について35百万円（投資有価証券35百万円）減損処理を行っております。

◇有価証券関係

当中間会計期間末（2020年9月30日）

1. 満期保有目的の債券(2020年9月30日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式(2020年9月30日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券(2020年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
----	-------------------------	---------------	-------------

中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの			
譲渡性預金	10,500	10,500	-
小計	10,500	10,500	-
合計	10,500	10,500	-

◇資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減 (単位：百万円)

	自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日
期首残高	-
有形固定資産の取得に伴う増加	1,371
時の経過による調整額	-
中間期末残高	1,371

◇セグメント情報等

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇1株当たり情報

自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日

1株当たり純資産額 15,020円52銭

1株当たり中間純利益 3,115円15銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	16,045百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	16,045百万円
期中平均株式数	5,150千株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

*2021年2月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	5,500百万円	
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
シティグループ証券株式会社	96,307百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
B o f A証券株式会社	83,140百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	

*2021年2月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、受益権の買取りに関する事務、一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年11月18日	有価証券届出書
2020年11月18日	有価証券報告書
2021年 1月18日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

2020年6月10日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井 雄一郎
--------------------	-------	--------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村 健二郎
--------------------	-------	--------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成すること

が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年4月16日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小林 弘 幸

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信の2020年9月8日から2021年3月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信の2021年3月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月25日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井純子
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村健二郎
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水永真太郎
--------------------	-------	-------

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判

断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。